

令和元年度 西東京市補助金・負担金の概況

令和2年12月



目 次

企画部	企画政策課／秘書広報課／情報推進課	1	ページ
総務部	総務課／職員課／契約課／危機管理課	3	ページ
市民部	市民課／保険年金課／市民税課／資産税課	7	ページ
健康福祉部	地域共生課／高齢者支援課／障害福祉課／健康課	12	ページ
子育て支援部	子育て支援課／保育課／児童青少年課／子ども家庭支援センター	21	ページ
生活文化スポーツ部	文化振興課／スポーツ振興課／産業振興課／協働コミュニティ課	30	ページ
みどり環境部	みどり公園課／環境保全課／ごみ減量推進課	37	ページ
まちづくり部	都市計画課／住宅課／交通課／建築指導課	38	ページ
都市基盤部	道路管理課／道路建設課／用地課／下水道課	43	ページ
教育部	教育企画課／学務課／教育指導課／教育支援課／社会教育課／公民館／図書館	44	ページ
議会事務局		54	ページ
選挙管理委員会事務局		56	ページ
会計課		57	ページ
監査委員事務局		57	ページ
農業委員会事務局		58	ページ

◆本資料に掲載した各事業に関するご質問等は、直接、各所管課にお問い合わせください。

西東京市役所042-464-1311（代表）

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
1	多摩六都科学館組合負担金	多摩北部地域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市）住民の生涯学習の推進を図り、圏域の文化の振興に寄与することを目的とする。	多摩六都科学館の管理及び運営	多摩六都科学館の管理及び運営に係る経費の一部を負担する。			○	1団体	多摩六都科学館組合規約	110,913,000	0	0	0	110,913,000	企画部 企画政策課
2	多摩北部都市広域行政圏協議会負担金	多摩北部地域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市）における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画及び広域行政圏の市民の生涯学習を推進するための事業を行う。	広域行政圏計画及び文化事業等共同事業の実施及び専門委員会の運営等	広域行政圏の市民の生涯学習を推進するための事業に係る経費の一部を負担する。			○	1団体	多摩北部都市広域行政圏協議会規約	3,707,000	0	0	0	3,707,000	企画部 企画政策課
3	四市行政連絡協議会負担金	武蔵野市、三鷹市、小金井市及び西東京市の市長が、多様化する都市行政について、情報交換及び諸問題の協議を通じて各市の施策への一助とすることを目的とする。	多様化する都市行政について、情報交換及び諸問題の協議を行う。	四市行政連絡協議会に係る経費の一部			○	1団体	四市行政連絡協議会規約	40,000	0	0	0	40,000	企画部 企画政策課
4	多摩北部広域子ども体験塾負担金	子どもに高度で大規模な感動体験を提供する。	圏域5市（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）と多摩六都科学館が連携して圏域内の小中学生を対象に様々な体験をしてもらう。	事業規模1,200万円 東京都市長会から8/10補助 残りを圏域5市が各市の児童数に応じて負担			○	1団体	多摩北部広域子ども体験塾実行委員会規約	555,600	0	0	0	555,600	企画部 企画政策課
5	プレミアム付商品券事業費補助金	消費税・地方消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えする。	一定の要件に該当する方を対象としたプレミアム付商品券を販売する。	プレミアム付商品券換金取扱金融機関が回収した商品券の換金手続きを行う際のプレミアム分			○	1団体	プレミアム付商品券事業実施要領	45,534,600	45,534,600	0	0	0	企画部 企画政策課
6	駅前情報発信プロジェクト事業補助金	駅周辺をにぎわい・交流の情報発信拠点としての機能充実。 住み続けたいと思える魅力あるまちづくりの進展。	駅前情報発信拠点の整備・運営 1 公開スタジオ 2 アンテナショップ 3 大型LED VISION	施設整備費、備品購入費、拠点運営費（人件費等） 補助率3/4（上限25,325千円）			○	1団体	西東京市駅前情報発信プロジェクト事業補助金交付要綱	25,325,000	12,662,000	0	0	12,663,000	企画部 企画政策課
7	全国市長会負担金	全国の各自治体間の連絡調整を図り、地方自治体の興隆・繁栄に寄与する。	市政に関し、中央・地方の連絡調整を図るとともに、内閣または国会に対する意見・具申を行う。	分担金915,000円 1人口20万人～30万人未満の均等割額 50,000円 2人口区分割額 865,000円			○	1団体	全国市長会会則	915,000	0	0	0	915,000	企画部 秘書広報課
8	全国市長会関東支部負担金	関東地区の自治体間の連絡調整を図り、市政に関し諸般事項を調査し、各市の発展に寄与する。	市政に関し、中央・地方の連絡調整を図るとともに、内閣または国会に対する意見・具申を行う。	分担金40,000円			○	1団体	全国市長会関東支部規則	40,000	0	0	0	40,000	企画部 秘書広報課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
9	東京都市長会負担金	各市間の連絡調整を図り、市政の円滑な運営と向上を期し、自治発展に寄与する。	行政及び財政に関し、国や都に対する要望活動等の事業を行う。	分担金3,050,000円 1一般分担金（第1期分）1,362,000円 2一般分担金（第2期分）及び自動車税取扱分担金 1,688,000円		○	1団体	東京都市長会会則	3,050,000	0	0	0	3,050,000	企画部 秘書広報課
10	各種研究会及び臨時負担金	市長及び副市長が出席する会議等の参加費	全国の市長及び副市長の研修・視察・情報交換等を目的とする会議	1全国都市問題会議参加費20,000円（10,000円×2名）		○	1団体	全国市長会会則	20,000	0	0	0	20,000	企画部 秘書広報課
11	日本広報協会負担金	国、地方自治体その他公共の利益に資することを目的として設置された団体、組織等が、その活動の基盤となる情報発信、情報収集、コミュニケーション等をより効果的・効率的に行うための広報・広聴活動を支援し、向上を図ることを目的としている。	日本広報協会の主な事業 1. 広報・広聴活動に関する調査・分析・研究とその公表及び公開に関する事業 2. 団体、組織等の要員の能力開発に関する事業 3. 広報・広聴活動の企画・立案・実施を支援する事業 4. 広報・広聴活動に関する評価・顕彰事業	人口10万人以上の市 42,000円		○	1団体	公益社団法人 日本広報協会	42,000	0	0	0	42,000	企画部 秘書広報課
12	地方公共団体情報システム機構負担金	マイナンバーを始め全国自治体の情報システムに関する総合的な支援を行い、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る。	地方公共団体情報システム機構の運営に係る負担金	市及び特別区人口20万人以上25万人未満 (270,000円)		○	1団体	地方公共団体情報システム機構定款	270,000	0	0	0	270,000	企画部 情報推進課
13	東京電子自治体共同運営負担金	都内の地方公共団体が共同して電子自治体を実現することにより、住民に対する行政サービスの向上並びに行政運営の高度化及び効率化を図る。	協議会運営に係る技術的、専門的知識を要する技術支援業務と情報セキュリティ業務	電子自治体共同運営協議会に係る経費の一部負担		○	1団体	東京電子自治体共同運営協議会規約 平成29年度負担金取扱要領	545,000	0	0	0	545,000	企画部 情報推進課
14	社会保障・税番号制度中間サーバプラットフォームフォーム交付金	マイナンバー情報連携における、地方公共団体において整備が必要な中間サーバについて、自治体中間サーバプラットフォームを活用し整備を図る。	自治体中間サーバプラットフォームA S Pサービス利用に係る負担金	市及び特別区人口30万人未満（2,445,000円）		○	1団体	地方公共団体情報システム機構定款	6,744,000	3,034,000	0	0	3,710,000	企画部 情報推進課
15	電算システム研修参加負担金	職員の情報技術水準の向上を図る。	システム関係講習会参加受講費	研修参加受講費		○	1人	研修会受講料	63,800	0	0	0	63,800	企画部 情報推進課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
16	東京都セキュリティクラウド負担金	東京都内に存する地方公共団体におけるインターネットの利用に関して、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する脅威を軽減することを目的とする。	東京都セキュリティクラウド利用に係る負担金	東京都セキュリティクラウドに係る経費の一部負担			○	1団体	都区市町村情報セキュリティクラウド負担金要綱	7,906,357	0	0	0	7,906,357	企画部 情報推進課
17	東京市町村総合事務組合負担金（管理分）	東京都全39市町村の住民の福祉を増進するために必要な連絡、調整、相互協力および共同処理する事務事業の用に供する。	自治会館の管理運営等を行う同団体に負担金を支出する。				○	1団体	東京市町村総合事務組合規約	3,136,000	0	0	0	3,136,000	総務部 総務課
18	東京都市固定資産評価審査委員会審査事務協議会負担金	固定資産評価審査事務の必要事項の調査、研究、協議等を行い、審査事務の公平円滑化を期する。	評価審査事務に関する協議会	2,000円×4人			○	1団体	東京都市固定資産評価審査委員会審査事務協議会規約	10,000	0	0	0	10,000	総務部 総務課
19	固定資産評価審査委員会運営研修会負担金	委員及び事務局職員の研修を行い、円滑な運営及び資質の向上に資する。	固定資産税制度等に関する研修	2,000円×5人			○	1団体	財団法人資産評価システム研究センター研修計画	4,000	0	0	0	4,000	総務部 総務課
20	東京都市統計協議会負担金	国又は地方行政の基礎資料である統計の重要性に鑑み、確実な諸資料を作成供与するため各市の相互連携と協力を図る。	確実な統計資料を作成供与するため各市の相互連携と協力を図る同団体に負担金を支出する。				○	1団体	東京都市統計協議会会則	5,000	0	0	0	5,000	総務部 総務課
21	防火管理研究会負担金（田無庁舎）	各事業所における自主防火管理体制の確立を図り、災害の未然防止と防火管理意識の高揚を図るとともに、会員相互の連絡協調及び地域の連携を目的とする。	防火に関する各種研修・講習会の参加、自衛消防隊への指導・助言の依頼、防火防災訓練への指導依頼	本会の目的を達成するために行う事業等に要する経費について、年に一度会員である各事業所が負担するもの。月額500円×12月			○	1団体	西東京防火管理研究会会則	6,000	0	0	0	6,000	総務部 総務課
22	防火管理研究会負担金（保谷庁舎）	各事業所における自主防火管理体制の確立を図り、災害の未然防止と防火管理意識の高揚を図るとともに、会員相互の連絡協調及び地域の連携を目的とする。	防火に関する各種研修・講習会の参加、自衛消防隊への指導・助言の依頼、防火防災訓練への指導依頼	本会の目的を達成するために行う事業等に要する経費について、年に一度会員である各事業所が負担するもの。月額500円×12月			○	1団体	西東京防火管理研究会会則	6,000	0	0	0	6,000	総務部 総務課
23	安全運転管理者負担金	交通事故を防止するため安全運転管理者等の所属する事業所の安全運転管理の確立ならびに会員相互の研鑽と親睦を図る。	1交通安全対策に関する調査研究事項 2安全運転管理者等の教養、研修事項 3関係機関、団体ならびに会員との連絡事項 4会員相互の親睦に関する事項 5その他本会の目的達成に必要な事項	本会を運営するための年会費として年に一度会員である各事業所が10,000円の負担をするもの。			○	1団体	田無地区安全運転管理者部会会則	10,000	0	0	0	10,000	総務部 総務課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
24	安全運転管理者講習会負担金	自動車を使用する企業において、自動車の安全な運転を確保するために、正・副安全運転管理者を対象とした講習会の参加料を負担する。	正・副安全運転管理者を対象とした講習会の参加	講習会を受講する安全運転管理者1名につき4,500円、副安全運転管理者1名につき3,000円を負担するもの。			○	1団体	道路交通法第108条の2第1項第1号	25,500	0	0	0	25,500	総務部 総務課
25	東京市町村総合事務組合負担金（研修分）	職員の能力開発・向上・育成のための職員研修費用の負担	東京市町村職員研修所が行う職員研修事業に対して負担金を支出する。	職員割5,811千円 均等割1,155千円			○	1団体	・東京市町村総合事務組合規約 ・西東京市職員研修規則	6,966,000	0	0	0	6,966,000	総務部 職員課
26	各種研修負担金	職員の能力開発・向上・育成のための職員研修費用の負担	他機関派遣研修等に係る経費を助成する。	他機関への派遣研修等に要する参加費や受講料の実費			○	各種研修負担金51件 第4ブロック共同研修負担金1件	西東京市職員研修規則	656,461	0	0	0	656,461	総務部 職員課
27	職員福利厚生費交付金	互助会の事業を助成する。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成	16,000円×978人 （一般会計のみ）			○	1団体	西東京市職員互助会に関する条例、西東京市職員互助会交付金要綱	11,293,444	0	0	0	11,293,444	総務部 職員課
28	東京都教職員互助会交付金	都から派遣されている教育委員会教育指導課職員の互助会事業の運営を助成する。	都から派遣されている教育指導課職員3人分の交付金	給料月額×1.3/1000×3			○	1団体	職員派遣に関する協定	43,020	0	0	0	43,020	総務部 職員課
29	東京都人材支援事業団交付金	都から派遣されている職員の福利厚生事業の運営を助成する。	都から派遣されている職員6人分（教育指導課3人分を含む）の交付金	費用負担対象事業の執行実績×西東京市の在籍会員数÷当該事業の利用可能会員数			○	1団体	職員派遣に関する協定	7,206	0	0	0	7,206	総務部 職員課
30	東京市町村公平委員会負担金	公平委員会の効率的かつ安定的な審理体制を確保し、さらなる職員の利益の保護と公正な人事権の行使の確保を図る。	1. 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。 2. 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 3. 前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。 4. 前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属しめられた事務	職員数割1,315千円 均等割35千円			○	1団体	東京市町村公平委員会共同設置規約	1,350,000	0	0	0	1,350,000	総務部 職員課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
31	自己啓発経費助成金	職員の勤務能率の発揮及び増進等を目的とした、自己啓発に係る経費の助成	通信教育研修、資格取得、自主研究グループ活動に係る経費を助成する。	・通信教育研修：講座修了を条件に講座受講料の2分の1を助成 ・資格取得：資格取得を条件として2万円を上限に受験料等の2分の1を助成 ・自主研究グループ活動：自主研究グループの活動に係る経費を5万円を上限に助成	○		・通信教育研修3件 ・資格取得4件	・西東京市職員研修規則 ・西東京市職員自己啓発経費助成金交付要綱	49,550	0	0	0	49,550	総務部 職員課
32	衛生管理者受験講習会負担金	衛生管理者免許取得希望者を支援するため受験講習に要する費用を負担することにより、労働安全衛生法に基づき衛生管理者を確実に事業場に配置できるような体制整備を図る。	衛生管理者免許取得希望者の支援のため、受験講習に要する費用を負担する。	受講料1人当たり3,000円	○		3	地方公務員安全衛生推進協会	6,000	0	0	0	6,000	総務部 職員課
33	電子調達情報提供負担金	電子調達システムを使用し、契約事務及び検査事務の円滑な執行を行うため。	都内区市町村等が共同で東京電子自治体共同運営協議会を運営し、電子調達システムの利用を行っており、本システムを使用して電子による入札参加資格審査、入札を実施している。	電子調達サービスの利用に伴う負担金 【経営事項審査データ取得に係る負担金】54,511円 【CORINSデータ利用に係る負担金】7,602円	○		1団体	東京電子自治体共同運営協議会規約	62,113	0	0	0	62,113	総務部 契約課
34	防犯協会補助金	地域における犯罪及び少年非行の防止等、明るい住み良い街づくりに貢献する。西東京市防犯協会が実施する防犯活動に対して、補助金を交付することにより、市民生活の安全確保に資することを目的とする。	各種犯罪防止及び少年非行の防止のための広報活動・街頭活動（キャンペーン）・防犯パトロール活動をする。	防犯講演会、地区防犯座談会、駅頭防犯キャンペーン、非行防止少年野球大会、広報車による巡回広報など、各種防犯活動に必要な経費について補助する。	○		1団体	西東京市防犯協会補助金交付要綱	1,288,000	0	0	0	1,288,000	危機管理課
35	防犯活動団体補助金	市内で防犯活動を行うために自主的に設立された防犯活動団体に対し、その活動経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、防犯活動の活性化を推進することを目的とする。	市内の防犯パトロールや声かけ運動などに必要な防犯活動資器材・施設使用料・印刷製本費・物品の購入経費・講演会等の講師に対する謝礼の一部を補助する。	各団体が購入した防犯活動資器材等の費用の2分の1以内、1団体上限20万円	○		14団体	西東京市防犯活動団体補助金交付要綱	325,046	0	0	0	325,046	危機管理課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
36	消防委託負担金	自治体ごとの単独消防では、消防力の有機的機能が発揮できないなどの理由により、消防に関する事務を特別区の消防を管理する都知事をして管理させるため東京都に委託する。	消防に関する事務で、非常備消防及び消防水利を除く事務委託に係る負担金。	地方交付税法第11条の規定により算出する委託市町村の負担額に基づき算出した額			○	1団体	消防事務委託に関する規約	2,084,516,000	0	0	0	2,084,516,000	危機管理課
37	三多摩地区消防運営協議会負担金	消防事務委託に伴う三多摩地区の常備消防の運営に関する都の消防計画について、知事に意見を具申し、当該地区における消防行政の円滑な運営と消防力の強化を期する。	消防事務を委託した東京都の市町村長及び議会議長をもって組織している。	会員市均等負担5,000円			○	1団体	東京都三多摩地区消防団運営協議会会則	5,000	0	0	0	5,000	危機管理課
38	西東京防火防災協会補助金	西東京防火防災協会が実施する防火防災活動に対して、協会の負担を軽減し、もって災害のない安全で住み良いまちづくりの確保に資する。	防火防災協会の主催又は他の団体等との共催による災害予防活動又は協会運営のための事務費等に対し交付する。	予算の範囲内で補助475,000円			○	1団体	西東京防火防災協会補助金交付要綱	475,000	0	0	0	475,000	危機管理課
39	消防団運営交付金	消防団の円滑な維持運営を実現し、自治体消防活動の責務を果たす。	消防団の会議、訓練・研修等及び消防団の維持運営に関する経費に対し交付する。	本部運営費 350,000円+12,000円× 227名 分団運営費 450,000円×12個分団			○	13団体	西東京市消防団運営交付金交付要綱	8,474,000	0	0	0	8,474,000	危機管理課
40	消防団員災害補償等市町村負担金	東京都市町村消防団員等公務災害補償条例に基づき、団員等が公務上の災害を受けた場合にその災害によって生じた損害を補償し、合わせて被災団員及びその遺族の生活安定と福祉向上に寄与する。	団員への公務災害補償制度、退職報償金制度等に係る負担金	損害補償費負担金 1,163,642円 退職報償金負担金 4,684,800円 消防事務費負担金 700,042円			○	1団体	東京都市町村消防団員等公務災害補償条例 東京市町村総合事務組合規約	6,548,484	0	0	0	6,548,484	危機管理課
41	東京都消防協会負担金	都内消防団相互の連絡協調並びに消防団員の知識等の向上及び福利厚生を図るとともに、東京都が行う消防諸行事に参加協力し、消防思想の普及を徹底し災害を未然に防止し、もって人類共同の福祉増進に寄与する。	都内消防団をもって組織している。	各団均等割 34,111円 定員割 55,128円 世帯割 35,166円 ≒124,400円			○	1団体	一般社団法人東京都消防協会定款	124,400	0	0	0	124,400	危機管理課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
42	三多摩消防団連絡協議会負担金	三多摩地区内消防相互の連絡協調並びに消防団員の消防知識向上及び福利厚生を図り、消防団の活動を強化するとともに、消防思想の普及等に寄与する。	三多摩地区内市町村消防団長及び副団長をもって組織している。	各団均等割合 30,000円 人員割（正副団長4名、事務局1名）10,000円×5 団長研修（団長、事務局1名）22,000円×2			○	1団体	東京都三多摩地区消防団連絡協議会規約	124,000	0	0	0	124,000	危機管理課
43	北多摩地区消防団連絡協議会負担金	地区内消防団の連絡協調と団員の福祉増進並びに消防技術の向上を図り、消防団活動を強化するとともに、消防思想を普及し、住民共同の福祉に寄与する。	北多摩地区消防団をもって組織している。	各団均等割合160,000円			○	1団体	東京都北多摩地区消防団連絡協議会会則	160,000	0	0	0	160,000	危機管理課
44	北多摩地区消防大会負担金	消防団の連絡協調、団員の士気高揚および技術向上を図る。	北多摩地区消防団にて、年1回実施する。	各団均等割合50,000円			○	1団体	東京都北多摩地区消防団連絡協議会会則	50,000	0	0	0	50,000	危機管理課
45	消火栓新設及び移設等負担金	市町村はその区域内に消火栓を設置した水道業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用、その他その水道が消防用に使用されることにもとない増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、協議により相当額を補償し、消防活動に必要な最低限の消防水利の充足に努める。	消火栓の設置、維持管理等の費用を負担する。	管理費27,389,868円 水使用補償金94,132円			○	1団体	消防法、水道法、地方公営企業法施行令	27,484,000	0	0	0	27,484,000	危機管理課
46	震災用井戸保存助成金	震災用井戸について、その維持管理に必要な経費の一部を負担することにより、当該井戸の適正な保存を図り、震災時その他水道用水の補給が困難となった場合において、市民の生活用水の確保を図る。	要綱に基づき、震災用井戸に指定された所有者に助成する。	毎年予算の範囲内 1件3,300円			○	165件	西東京市震災用井戸保存助成費交付要綱	544,500	0	0	0	544,500	危機管理課
47	防災市民組織補助金	地域における防災活動の促進を図るため、自主的に設立された防災市民組織に対し、その活動経費の一部を予算の範囲内で補助する。	防災市民組織の防災資器材等購入経費について交付する。	購入経費の1/2の額（上限20万円）。ただし、申請額が予算額を上回った場合は、補助額を調整する。			○	21団体	西東京市防災市民組織補助金交付要綱	1,922,805	0	0	0	1,922,805	危機管理課
48	管理費及び修繕積立負担金	ひばりヶ丘駅前出張所の施設の管理に要する経費に充てる。	敷地、全体共用部分等の通常の管理に要する経費（管理費）及び特別の管理に要する経費（修繕積立金）に充当				○	1団体	建物の区分所有等に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律並びにマンションの建替えの円滑化等に関する法律	1,046,230	0	0	0	1,046,230	市民部 市民課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
49	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	戸籍並びに住民基本台帳に関する諸法令の研究及び改善、進歩を図る。	戸籍・住民基本台帳制度の運用に係る意見交換及び職員対象の初級・中級研修会等の開催			○	1団体	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会会則	7,000	0	0	0	7,000	市民部 市民課
50	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会北多摩支部負担金	戸籍並びに住民基本台帳事務について研究協議し、適確な事務処理及び能率化を図る。	各ケースの研究及び研究会の開催			○	1団体	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会北多摩支部規約	2,000	0	0	0	2,000	市民部 市民課
51	社会保障・税番号制度個人番号カード等関連事務交付金	通知カード・個人番号カード事務の効率化を図る。	通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金			○	1団体	通知カード・個人番号カード関連事務等の委任並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	27,460,000	27,460,000	0	0	0	市民部 市民課
52	コンビニ交付運営負担金	コンビニ交付導入により、市民サービスの向上と窓口業務の負担低減を図る。	個人番号カードを利用して全国の主要なコンビニエンスストアで証明書等（住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書・課税非課税証明書・戸籍の附票）が取得できる。			○	1団体	証明書等自動交付サービス契約約款による団体規模運営負担金	4,700,000	0	0	0	4,700,000	市民部 市民課
53	全国都市国保主管課長研究協議会負担金	全国の都市の国民健康保険主管課長が一堂に会し、事業運営上の諸問題を研究協議し、もって国民健康保険事業の発展に資する。	全国都市国保主管課長研究協議会	参加者負担金		○	1団体 (国民健康保険中央会)	全国都市国保主管課長研究協議会開催要領	3,000	0	0	0	3,000	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
54	職員福利厚生費交付金	職員の福利厚生のための互助会事業への助成を目的とする。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成			○	1団体	西東京市職員互助会に関する条例	230,950	0	0	0	230,950	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
55	東京都国民健康保険団体連合会保険者負担金	東京都国民健康保険団体連合会事業の運営費の負担	東京都全市区町村で連合会運営費を負担する。			○	1団体	国民健康保険法	2,555,880	0	0	0	2,555,880	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
56	特別徴収経由事務負担金	保険料を年金から特別徴収する。	年金保険者と市間の年金天引きに係るデータ授受に関し、国保中央会・国保連合会がデータの分割・集約を行う。この経由事務にかかる事務経費について市が負担する。	1.8円×48,628人 介護保険、国保、後期で按分		○	1団体	保険料等の特別徴収に係る経由事務負担金規程（東京都国民健康保険団体連合会）	6,637	0	0	0	6,637	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
57	療養給付負担金（一般被保険者療養給付費）	病気等で医療機関にかかった費用の内、自己負担を除く医療費について医療機関に支払うことを目的とする。	東京都国保連合会が医療機関からの各保険者に対する診療報酬の請求を、保険者に代わり審査し、医療機関への支払を行う。			○	1団体 (東京都国民健康保険団体連合会)	国民健康保険法	10,268,741,635	131,000	10,268,610,635	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
58	療養給付負担金（退職被保険者等療養給付費）	病気等で医療機関にかかった費用額の内、自己負担を除く医療費について医療機関に支払うことを目的とする。	東京都国保連合会が医療機関からの各保険者に対する診療報酬の請求を、保険者に代わり審査し、医療機関への支払を行う。				1団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	9,870,050	0	9,870,050	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
59	療養費負担金（一般被保険者療養費）	病気等で医療機関にかかった費用額の内、自己負担を除く医療費について医療機関に支払うことを目的とする。	被保険者の一部負担を超えた額を被保険者に支給する。				1団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	177,736,625	0	177,729,626	6,999	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
60	療養費負担金（退職被保険者等療養費）	病気等で医療機関にかかった費用額の内、自己負担を除く医療費について医療機関に支払うことを目的とする。	被保険者の一部負担を超えた額を被保険者に支給する。				1団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	32,571	0	32,571	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
61	高額療養費（一般被保険者）	病気等で医療費の負担軽減を目的とする。	被保険者の一部負担が限度額を超えた場合、超えた額を被保険者に支給する。				1団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	1,420,570,146	0	1,420,570,146	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
62	高額療養費（退職被保険者等）	病気等で医療費の負担軽減を目的とする。	被保険者の一部負担が限度額を超えた場合、超えた額を被保険者に支給する。				1団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	1,710,738	0	1,710,738	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
63	高額介護合算療養費（一般被保険者）	病気等で医療費の負担軽減を目的とする。	被保険者世帯の年間の一部負担及び介護を合算した額が限度額を超えた場合、超えた額を按分し被保険者に支給する。				1団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	2,752,229	0	2,752,229	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
64	出産育児一時金	保険者は、被保険者が出産等した場合、保険給付として支給する。	被保険者が出産（死産・流産）した場合、請求により保険給付として支給する。	1人404,000円。 産科医療補償制度加入分娩機関16,000円加算			1団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	54,460,637	0	0	0	54,460,637	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
65	葬祭費	保険者は、被保険者が死亡した場合、保険給付として支給する。	被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った人からの申請により保険給付として支給する。	1人50,000円			212人	国民健康保険法	10,600,000	0	0	0	10,600,000	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
66	結核・精神医療給付金（一般被保険者）	病気等で医療機関にかかった費用額の内、患者負担の軽減を目的とする。	東京都国保団体連合会が医療機関からの各保険者に対する診療報酬の請求を、保険者に代わり審査し、医療機関への支払を行う。				1団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	18,419,231	0	18,419,231	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
67	結核・精神医療給付金 （退職被保険者等）	病気等で医療機関にかかった費用額の内、患者負担の軽減を目的とする。	東京都国保団体連合会が医療機関からの各保険者に対する診療報酬の請求を、保険者に代わり審査し、医療機関への支払を行う。			○	1団体 （東京都国民健康保険団体連合会）	国民健康保険法	33,798	0	33,798	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
68	一般被保険者医療給付費分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。			○	1団体 （東京都）	国民健康保険法	4,190,981,694	200,000	136,561,000	25,335,434	4,028,885,260	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
69	退職被保険者等医療給付費分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。			○	1団体 （東京都）	国民健康保険法	1,832,642	0	0	0	1,832,642	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
70	一般被保険者後期高齢者支援金等分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。			○	1団体 （東京都）	国民健康保険法	1,368,348,419	0	0	0	1,368,348,419	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
71	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。			○	1団体 （東京都）	国民健康保険法	641,300	0	0	0	641,300	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
72	介護納付金分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。			○	1団体 （東京都）	国民健康保険法	495,831,702	0	0	0	495,831,702	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
73	共同事業拠出金経費	医療技術の高度化や医療給付体制の整備充実に伴い、高額な医療費の影響を緩和するため。	東京都国民健康保険団体連合会 東京都の国保保険者及び都の補助により運営			○	1団体	国民健康保険法	2,610	0	0	0	2,610	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
74	特定健康診査・特定保健指導国保連負担金	東京都国保連合会が行う特定健康診査・特定保健指導に関する事務に要する費用を会員が負担する。	東京都国民健康保険団体連合会 東京都の国保保険者の補助により運営			○	1団体	高齢者の医療の確保に関する法律	4,089,266	0	0	0	4,089,266	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
75	保養所宿泊助成費	被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。	保養施設と契約して利用者に対し一定額を市が補助する。	大人（13歳以上）1泊3,000円、子供（3～12歳）1泊2,000円		○	373人（延べ利用者数）	国民健康保険法	1,577,000	0	0	0	1,577,000	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
76	特別徴収経由事務負担金	保険料を年金から特別徴収する。	年金保険者と市間の年金天引きに係るデータ授受に関し、国保中央会・国保連合会がデータの分割・集約を行う。この経由事務にかかる事務経費について市が負担する。	1.8円×48,628人 介護保険、国保、後期で按分		○	1団体	保険料等の特別徴収に係る経由事務負担金規程（東京都国民健康保険団体連合会）	24,425	0	0	0	24,425	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
77	葬祭費	被保険者が死亡したときに、当該被保険者の葬祭を行ったものに対し、葬祭費の一部を助成することにより当該被保険者の属する世帯の福祉の向上を図ることを目的とする。	被保険者が死亡した場合、その葬祭を行なった人からの申請により保険給付として支給する。	1人50,000円			○	1,223人	西東京市後期高齢者医療に関する条例 西東京市後期高齢者医療葬祭費助成事業実施要綱	61,150,000	0	0	61,150,000	0	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
78	療養給付費負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	病気等で医療機関にかかった費用のうち、自己負担を除く医療費についての負担金				○	1団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	1,558,961,510	0	0	0	1,558,961,510	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
79	保険料等負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	各市区町村が被保険者から徴収する保険料に係る負担金				○	1団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	2,305,122,100	0	0	2,305,122,100	0	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
80	保険基盤安定負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	低所得者等に対する保険料軽減措置に係る負担金	都負担分3/4 市負担分1/4 都支出金は一般会計歳入			○	1団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	351,322,771	0	263,492,078	0	87,830,693	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
81	広域連合事務費負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	広域連合の運営に必要な事務費等に係る負担金				○	1団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	69,590,129	0	0	0	69,590,129	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
82	保険料軽減措置負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	保険料軽減措置に係る負担金				○	1団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	136,681,870	0	0	0	136,681,870	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
83	前年度保険料等負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	各市区町村が被保険者から徴収する保険料に係る負担金（前年度精算分）				○	1団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	17,698,198	0	0	0	17,698,198	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
84	保養所宿泊助成費	西東京市が契約する保養施設を西東京市後期高齢者医療に関する条例第3条に規定する被保険者の利用に供することにより、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。	保養施設と契約して利用者に対し一定額を市が補助する。	1人1泊3,000円			○	408人（延べ利用者数）	西東京市後期高齢者医療（保険保養施設利用）補助要綱	1,683,000	0	0	0	1,683,000	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
85	東京税務協会負担金	地方税財政制度の実務研究、関係資料の収集、講習及び納税思想の普及宣伝等を行い税務行政の円滑な運営に寄与し、地方財政の確立に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 地方税財政制度の調査研究 講演会等の開催 研究誌及び印刷物の頒布 納税思想の普及宣伝 国、都及び区市町村の税財政制度運営に関する業務の協力 	東京都及び区市町村が負担する同協会の分担金を市町村が均等割額と税収割額によりその6分の1を負担する。			○	1団体	公益財団法人東京税務協会「寄付行為第3章第5条第3号」	76,600	0	0	0	76,600	市民部 市民税課
86	地方税共同機構負担金	地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> エルタックス（地方税ポータルシステム） 国税連携（確定申告データを電子データとして市町村に送信） 年金特徴の経由機関連業務 	基礎負担金 237,000円 電子申告等関係費負担金 2,775,000円 エルタックス次期更改準備資金 142,000円 国税連携関係費負担金 706,000円 経由機関連業務関係費負担金 396,000円 扶養親族等申告書刷成費負担金 7,483円			○	1団体	地方税共同機構負担金規程	4,263,483	0	0	0	4,263,483	市民部 市民税課
87	資産評価システムセンター負担金	資産の状況及びその評価の方法に関する調査研究等を行い、もって国、地方公共団体等の諸施策の推進に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究事業 研修事業 情報収集提供事業 評価の均衡化・適正化推進事業 	『人口20万人以上50万人未満の市』に該当する為 120,000円			○	1団体	財団法人資産評価システム研究センター会員規程	120,000	0	0	0	120,000	市民部 資産税課
88	社会を明るくする運動実施委員会補助金	罪を犯した者の更生に理解を深め、明るい社会を目指す同会の運営費を補助することにより福祉の向上を目指す。	同会の事業費（需用費、使用料及び賃借料等）に関する経費を補助	西東京市社会を明るくする運動補助金交付要綱に基づく事業費の補助（補助基準額） 事業費 60,000円			○	1団体	西東京市社会を明るくする運動助成金交付要綱	48,000	0	0	0	48,000	健康福祉部 地域共生課
89	全国民生委員児童委員連合会負担金	本連合会の活動費用を負担することにより、民生委員又は区市民生委員児童委員協議会の運営の支援の促進を図る。	全国の民生委員児童委員に対する広報事業、調査研究等を行う同会に対し、負担金を支出する。	700円×民生委員定員数（当該年度4月1日現在）			○	1団体	全国民生委員児童委員連合会評議会において負担額を決定	100,100	0	0	0	100,100	健康福祉部 地域共生課
90	東京都民生児童委員連合会負担金	本連合会の活動費用を負担することにより、民生委員又は区市民生委員児童委員協議会の運営の支援の促進を図る。	東京都の民生委員児童委員に対する研修事業、調査研究等を行う同会に対し、負担金を支出する。	5,400円×民生委員現員数（当該年度4月1日現在及び当該年度新任者数）			○	1団体	東京都民生委員連合会理事会にて負担額を決定	918,000	0	0	0	918,000	健康福祉部 地域共生課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
91	民生委員児童委員協議会補助金	本協議会の事業の運営に要する経費を補助することにより、同協議会の円滑な運営を図り、もって本市の地域福祉の推進に資することを目的とする。	同会の研修費、事務費等に関する経費	西東京市民生委員児童委員協議会運営費等補助金交付要綱に基づく本協議会の運営に要する経費の補助（補助基準額） 協議会運営事業費 506,000円 地区協議会活動事業費 1,180,000円 部会等活動事業費 140,000円			○	1団体	西東京市民生委員児童委員協議会運営費等補助金交付要綱	1,426,000	0	1,426,000	0	0	健康福祉部 地域共生課
92	北多摩地区保護観察協会負担金	本協会の経費を負担することにより、北多摩地区内の犯罪予防更生事業の強化を図り、地域社会の健全育成に寄与するために、同地域内の健全育成に寄与するため。	北多摩地区内の犯罪予防更生事業の強化を図り、地域社会の健全育成に寄与するために、同地域内17市が負担金を支出する。	管内の市の負担額 当該年度の前年の10月1日現在の人口（外国人住民数を除く。）に7円を乗じた額			○	1団体	北多摩地区17市の市長会にて負担額を決定した。	1,382,794	0	0	0	1,382,794	健康福祉部 地域共生課
93	北多摩北地区保護司会西東京分区補助金	本団体に補助金を交付することにより保護司の使命達成に資する事業及び活動を推進し、もって地域の犯罪・非行の予防に資する。	同会の研修費、広報費、事務費に関する経費	北多摩北地区保護司会西東京分区運営費等補助金交付要綱に基づく補助（補助基準額） 事務費 85,000円 事業費 275,000円			○	1団体	北多摩北地区保護司会西東京分区運営費等補助金交付要綱	324,000	0	0	0	324,000	健康福祉部 地域共生課
94	地域社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉協議会の運営に要する経費の一部を補助することにより住民参加の地域福祉活動を促進し、地域社会の福祉水準の向上を図る。	人件費、管理運営費、普及宣伝、福祉行事、低所得者世帯援護、在宅福祉サービス事業、ふれあいのまちづくり推進事業等	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に対する運営費等補助金交付要綱に基づく社会福祉協議会運営事業費その他個別の事業に要する経費の補助			○	1団体	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に対する運営費等補助要綱	201,284,000	0	3,400,000	0	197,884,000	健康福祉部 地域共生課
95	シルバー人材センター運営費補助金	シルバー人材センターの運営に要する経費の一部を補助することにより、健全な運営を確保し、高齢者の生きがいとしての働く場を提供し、もって高齢者福祉及び地域福祉の向上に寄与する。	運営事業（職員の任用、管理運営業務）、就業機会拡大支援事業	公益社団法人西東京市シルバー人材センターに対する運営費等補助金交付要綱に基づく運営費（人件費等）及び公益目的事業費の補助			○	1団体	高齢者等の雇用の安定等に関する法律 東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱 公益社団法人西東京市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱	45,904,953	0	12,495,000	0	33,409,953	健康福祉部 地域共生課
96	全国シルバー人材センター協会賛助会員負担金	シルバー事業の普及啓発事業、研修事業等を行う同会に対し、賛助会員負担金を支出する。	この協会の会費を負担することにより区市シルバー人材センターの円滑な運営及び健全な発展を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。	区市町村が本協会の賛助会員となっており、その会費を負担する。 会費 年5万円			○	1団体	社団法人全国シルバー人材センター事業協会会費規程	50,000	0	0	0	50,000	健康福祉部 地域共生課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
97	評価受審費補助金（社会福祉総務費）	東京都が実施している福祉サービス第三者評価システムを活用し、広く普及させ、もって利用者本位の福祉の実現を図り、市民の福祉の向上に資することを目的とし、補助金を交付する。	市内の福祉サービス提供事業者（都が定めた評価実施対象サービス）が都の認証評価機関による第三者評価を実施し、評価内容を公表することに同意した場合、交付要綱に基づき補助金を交付する。	市内の福祉サービス提供事業者が都の認証評価機関による第三者評価を受審した際の受審費の補助をする。1サービス上限15万円。ただし、認知症高齢者グループホームは上限60万円			○	24事業所	5,309,000	0	4,412,000	0	897,000	健康福祉部 地域共生課
98	後見等報酬助成費	後見等報酬費用の負担が困難な者に対し、後見人等に支払う報酬相当額を助成することにより、成年後見制度の推進を図り、もって判断能力が低下した者の権利を擁護する。	西東京市後見等報酬費用の助成等に関する要綱に基づき、市長申立てにより成年被後見人、被保佐人又は被補助人となった者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者、後見等報酬費用を支払うことにより生活保護法による保護の基準を下回る者に後見等報酬費用を助成する。	西東京市後見等報酬費用の助成等に関する要綱に基づく生活保護基準を上限とした報酬相当額の助成			○	9人	1,919,808	0	959,000	0	960,808	健康福祉部 地域共生課
99	生活協力員家賃補助金	シルバービアの入居者が安全かつ快適な生活を営むことができるよう緊急時の対応等のサービスを提供するために設置する生活協力員の家賃補助	都営住宅シルバービアの生活協力員家賃を補助する。	家賃相当分			○	4人	4,489,275	0	0	0	4,489,275	健康福祉部 高齢者支援課
100	生活協力員研修費負担金	シルバービアの入居者が安全かつ快適な生活を営むことができるよう緊急時の対応等のサービスを提供するために設置する生活協力員の研修	財団法人高齢者住宅財団が主催する研修に生活協力員を派遣する場合に必要な負担金を補助する。	11,000円×3人			○	3人	33,000	0	16,500	0	16,500	健康福祉部 高齢者支援課
101	住宅改修理由書作成業務助成費	介護保険の住宅改修理由書作成の事務業務が無報酬のため支援措置を行うため。	契約関係のない介護保険認定者の住宅理由書作成業務を行った、介護支援専門員、作業療法士、理学療法士、住環境コーディネーター2級以上の資格取得者及び東京都高齢者住宅改修アドバイザー研修の終了者を雇用する事業所に対して、補助金を交付する。	1件2,000円			○	延べ2件	4,000	0	0	0	4,000	健康福祉部 高齢者支援課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
102	老人クラブ運営費補助金	市内の高齢者クラブが行う補助対象となる活動に対して、その事業費の一部を補助し、高齢者の幅広い社会参加活動を通じ、自らの生きがいや健康保持等地域高齢者福祉の増進を図る。 ※本市では、老人福祉法に基づく老人クラブを「高齢者クラブ」という名称で活動している。	補助金の交付を受けようとする年度の4月1日現在において、満60歳以上の西東京市民が30名以上集まった団体で「社会奉仕活動（環境美化活動・地域福祉施設への慰問活動等）」、「健康を進める活動（軽スポーツ等の普及・実践活動等）」、「生きがいを高める活動（各種文化活動・研修会等）」、「その他の社会活動（総会、役員会、定例会等）」すべての活動を年間通し計画的に実施していることが条件で補助金を交付する。 4/1～3/31までの活動終了後、事業実績や活動費の報告により補助金精算を行う。	単位クラブの人数区分による額×月及び月額@100円×月×加入会員数		○	37団体	老人クラブ等運営費補助金交付要綱	12,271,572	0	6,985,000	0	5,286,572	健康福祉部 高齢者支援課
103	老人クラブ連合会運営費補助金	市内の高齢者クラブ連合会が行う補助対象となる活動に対して、その事業費の一部を補助し、高齢者の幅広い社会参加活動を通じ、自らの生きがいや健康保持等地域高齢者福祉の増進を図る。	単位クラブで結成し運営。「一般事業活動」、「特別事業活動」、「健康づくり活動」、「行事活動」への取り組み等に対して補助金を交付する。 4/1～3/31までの活動終了後、事業実績や活動費の報告により補助金精算を行う。	(1) 一般事業 216,000円+@67円×高齢者クラブ連合会加入人数 (2) 特別事業 180,000円 (3) 健康づくり活動事業 180,000円 (4) 行事活動費 20,000円×高齢者クラブ連合会加入クラブ数 上記の額の合計額		○	1団体	老人クラブ等運営費補助金交付要綱	1,399,548	0	202,000	0	1,197,548	健康福祉部 高齢者支援課
104	老人ホーム等建設費補助金	老人ホーム等の建設の促進、健全な運営及び高齢者の福祉の増進を図る。	民間法人の行う特養ホーム及び在宅サービスの建設に対し、建設費の一部を助成する。			○	1件	西東京市特別養護老人ホーム等補助金交付要綱	8,920,000	0	0	0	8,920,000	健康福祉部 高齢者支援課
105	老人保健施設等建設費補助金	介護老人保健施設の整備を促進し、もって医療環境と老人福祉の向上を図る。	市内に建設された老人保健施設が地域の在宅介護支援に貢献していくために、建設費の一部を助成する。			○	2件	介護老人保健施設整備費補助金交付要綱	2,842,608	0	0	0	2,842,608	健康福祉部 高齢者支援課
106	介護保険利用者負担軽減（国制度・社会福祉法人等）	低所得者で生計困難な人の介護保険サービス利用の促進を図る。	社会福祉法人等が生計困難な低所得者に対してサービス利用料を軽減した場合、当該社会福祉法人に軽減に要した費用の一部を助成する。	利用料の軽減を実施した社会福祉法人等に対して軽減に要した費用の2分の1を助成		○	3団体 (3人)	西東京市社会福祉法人等の生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱	329,619	96,000	100,000	0	133,619	健康福祉部 高齢者支援課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
107	介護保険利用者負担軽減（都制度・介護サービス提供事業者）	低所得者で生計困難な人の介護保険サービス利用の促進を図る。	介護サービス提供事業者が生計困難な低所得者に対してサービス利用料を軽減した場合、当該介護サービス提供事業者に軽減に要した費用の2分の1を助成する。	利用料の軽減を実施した介護サービス提供事業者に対して軽減に要した費用の2分の1を助成		○	9団体 (7人)	西東京市介護保険サービス提供事業者の生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱	74,586	0	38,000	0	36,586	健康福祉部 高齢者支援課
108	介護保険利用者負担軽減（市制度）	低所得者で生計困難な人の訪問看護のサービス利用料を軽減し、医療的なケアが必要で在宅療養生活を送る高齢者を支援する。	生計困難な低所得者が訪問看護を利用した場合、自己負担額を軽減するため、費用の一部を助成する。	介護保険の訪問看護を利用した場合、自己負担額の4分の1を補助		○	20人	西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金交付要綱	155,258	0	0	0	155,258	健康福祉部 高齢者支援課
109	研修会参加負担金	保健・福祉・医療の多職種等が参加する協議会において在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出しその対応策を検討する。	職員が在宅医療と介護の連携に関する研修会に参加する際の負担金を支出する。	職員が在宅医療と介護の連携に関する研修会に参加する際の負担金を支出する。		○	職員2人		10,000	0	5,000	0	5,000	健康福祉部 高齢者支援課
110	介護職員初任者研修等受講費助成金	多様化するニーズに対応したホームヘルプサービスを提供できる介護職員等の人材確保を図ることを目的とする。	市内在住、在勤の方を対象として、介護職員初任者研修等の受講費用の一部を助成する。	介護職員初任者研修過程の受講料であって、助成対象者が当該研修を実施した養成機関に支払った額の全額（1,000円未満切り捨て）又は50,000円のうち、いずれか低い額		○	6人	西東京市介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱	264,000	0	198,000	0	66,000	健康福祉部 高齢者支援課
111	外壁補修工事負担金	市が区分所有するプロムナード東伏見69号棟の外壁を修繕するため、UR都市機構が工事を実施し、市が負担金を支払う。	UR都市機構が実施したプロムナード東伏見69号棟外壁修繕工事について、市が区分所有しているため、工事費を市とURで案分する。			○	1団体	プロムナード東伏見外壁修繕工事の実施に関する協定書	8,681,664	0	0	0	8,681,664	健康福祉部 高齢者支援課
112	認知症高齢者グループホーム整備事業費補助金	要介護状態にある高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での生活を支えるための地域密着型サービス等の整備を行う。	運営事業者、土地所有者及び建物所有者を対象とし、認知症高齢者グループホームの整備に係る費用の一部を補助する。	補助額積算内訳 補助単価30,000,000円×2ユニット 高騰加算7,500,000円×2ユニット オーナー型加算33,600,000円 ※上記の合計に令和元年度中の出来高20%を乗じて補助額算出		○	1施設	西東京市認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金交付要綱	23,720,000	0	21,720,000	0	2,000,000	健康福祉部 高齢者支援課
113	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業費補助金	要介護状態にある高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での生活を支えるための地域密着型サービス等の整備を行う。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設に係る経費の一部を補助する。	補助単価（基準額） 1施設あたり14,000,000円		○	1施設	西東京市地域密着型サービス施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱	13,455,000	0	13,455,000	0	0	健康福祉部 高齢者支援課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
114	介護予防・生活支援サービス事業費	介護保険の被保険者等が必要支援状態等に関して必要な事業費の給付を行う。	①市独自基準の訪問型サービス ②市独自基準の通所型サービス ③現行の予防訪問介護相当のサービス ④現行の予防通所介護相当のサービス ⑤住民主体の訪問型サービス ⑥住民主体の通所型サービス	①②③④サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付 ⑤1団体月2,000円補助 ⑥1団体月上限15,000円補助	○	○	要支援認定者及び事業対象者数 2,441人 (令和元年度末)	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業補助金要綱	246,114,166	61,528,542	30,764,271	123,057,082	30,764,271	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
115	職員福利厚生費交付金	職員互助会の事業を助成する。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成	交付額400,000円 超過交付返還金△82,258円		○	1団体	西東京市職員互助会に関する条例	288,867	0	0	0	288,867	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
116	特別徴収経由事務負担金	保険料を年金から特別徴収する。	年金保険者と市間の年金天引きに係るデータ授受に関し、国保中央会・国保連合会がデータの分割・集約を行う。この経由事務にかかる事務経費について市が負担する。	1.8円×48,628人 介護保険、国保、後期で按分		○	1団体	保険料等の特別徴収に係る経由事務負担金規程（東京都国民健康保険団体連合会）	56,468	0	0	0	56,468	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
117	居宅介護サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態等に関して必要な保険給付を行う。	介護保険における居宅介護サービス（訪問介護、通所介護、入浴サービス等）、福祉用具の購入費、住宅改修費	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付	○		要介護認定者数 10,427人 (令和元年度末)	介護保険法	8,418,761,268	2,108,998,458	1,141,527,563	4,115,850,115	1,052,385,132	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
118	施設介護サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態に関して必要な保険給付を行う。	介護保険における介護老人福祉施設等の施設介護サービス	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付	○		要介護認定者数 10,427人 (令和元年度末)	介護保険法	4,478,613,421	945,493,469	783,748,166	2,189,551,667	559,820,119	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
119	地域密着型介護サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態に関して必要な保険給付を行う。	高齢者が住み慣れた地域での生活を継続する為生活圏域ごとのサービス	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付	○		要介護認定者数 10,427人 (令和元年度末)	介護保険法	1,671,775,257	436,637,173	208,926,643	817,284,798	208,926,643	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
120	特定入所者介護サービス等費	低所得者が、介護保険施設などを利用した際に支払う、食費と居住費（滞在費）の自己負担の急増を防ぐ。	介護保険法の改正（H17.10.1施行）により、食費や居住費（滞在費）が保険給付の対象から除外され自己負担になったことに伴う、低所得者の負担の軽減	食費及び居住費（滞在費）の基準費用額（厚生労働大臣が定める）から所得の状況に応じて定められた負担限度額を控除した額を補助	○		要介護認定者数 10,427人 (令和元年度末)	介護保険法	369,033,456	79,139,731	63,347,199	180,417,344	46,129,182	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
121	介護予防サービス等保険給付費	介護保険の被保険者が要支援状態に関して必要な保険給付を行う。	介護保険における居宅支援サービス（訪問介護、通所介護、入浴サービス等）、福祉用具の購入費、住宅改修費	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付	○		要介護認定者数 10,427人 (令和元年度末)	介護保険法	156,993,764	38,730,664	21,866,522	76,778,648	19,617,930	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
122	地域密着型介護予防サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態に関して必要な保険給付を行う。	高齢者が住み慣れた地域での生活を継続する為生活圏域ごとのサービス	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付	○		要介護認定者数 10,427人 (令和元年度末)	介護保険法	183,456	47,901	22,932	89,691	22,932	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
123	特定入所者介護予防サービス等費	低所得者が、ショートステイを利用した際に支払う、食費と滞在費の自己負担の急騰を防ぐ。	介護保険法の改正（H.17.10.1施行）により、食費や滞在費が保険給付の対象から除外され自己負担になったことに伴う、低所得者の負担の軽減	食費及び滞在費の基準費用額（厚生労働大臣が定める）から所得の状況に応じて定められた負担限度額を控除した額を補助	○		要介護認定者数 10,427人 (令和元年度末)	介護保険法	12,832	3,351	1,604	6,273	1,604	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
124	高額介護サービス等保険給付費	介護保険のサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護保険における居宅介護サービス、施設介護サービスの自己負担の軽減	1割、2割又は3割の自己負担が一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要介護認定者数 10,427人 (令和元年度末)	介護保険法	464,510,583	121,287,634	58,063,823	227,095,303	58,063,823	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
125	高額医療合算介護サービス等保険給付費	介護保険のサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護保険と医療保険における居宅介護サービス、施設介護サービス、居宅支援サービスの自己負担の軽減	世帯内で一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要介護認定者数 10,427人 (令和元年度末)	介護保険法	70,798,343	18,486,046	8,849,793	34,612,711	8,849,793	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
126	高額介護サービス費負担金	介護予防・生活支援サービス事業のサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護予防・生活支援サービス事業の自己負担の軽減	1割、2割又は3割の自己負担が一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要支援認定者及び事業対象者数 2,441人 (令和元年度末)	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	579,927	144,982	72,491	289,963	72,491	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
127	高額医療合算介護サービス費負担金	介護予防・生活支援サービス事業のサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護保険と医療保険における介護予防・生活支援サービス事業の自己負担の軽減	世帯内で一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要支援認定者及び事業対象者数 2,441人 (令和元年度末)	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	675,540	168,885	84,443	337,769	84,443	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
128	認知症施策推進補助金	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域で支える場として認知症カフェを運営する団体に補助金を交付する。	認知症カフェを運営する団体にに対し補助金を交付する。	1団体あたり実施月数×2,000円を上限とした額	○	8	8 団体	西東京市認知症カフェ事業費補助金交付要綱	122,000	46,970	23,485	28,060	23,485	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
129	福祉用具専門員研修会負担金	福祉用具専門相談員資格取得するための研修会の参加負担金	高齢者の自立支援及び介護者の負担軽減を図るために適切な福祉用具を選定するための研修会へ参加するため負担金を支出する。	1人30,000円 (公益財団法人東京都福祉保健財が開催)	○		1人		30,000	0	0	0	30,000	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
130	地域介護予防活動支援事業補助金	年齢又は心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動が地域で展開される。	介護予防に資する住民主体の通いの場等を運営する団体に対し、補助金を交付する。	1団体月上限15,000円補助		○	25団体	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業補助金要綱	1,933,900	483,475	241,738	966,949	241,738	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
131	北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会負担金	西東京市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市の5市の障害福祉策担当部署や医療機関等で協議会を構成、協議会は、困難な課題を抱えている高次脳機能障害者とその家族を地域で支え、その生活の質の向上に資することを目的とする。	・講演会や症例検討会等の人材養成事業 ・ネットワーク構築及び特に在宅時の支援を充実するための方策検討 ・当事者・家族会の支援	協議会の活動に要する経費は、5市の障害福祉担当部署負担金をもって充てる。 1団体30,000円		○	1団体	北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会規約	30,000	0	0	0	30,000	健康福祉部 障害福祉課
132	自動車運転教習費補助金	心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用等の一部について補助金を交付することにより、心身障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。	心身障害者自動車運転教習費補助金を交付する・	所得税0円：164,800円 1～42,000円：144,200円 42,001円～400,000円：123,600円		○	2人	西東京市中心身障害者自動車運転教習費補助事業実施要綱	307,800	0	0	0	307,800	健康福祉部 障害福祉課
133	知的障害者更生施設建設費補助金	知的障害者更生施設入所待機者の緩和、緊急一時、ショートステイ事業の充実を図ることを目的とする。	心身障害者施設の施設整備経費を補助する。	建設費の一部		○	1施設	西東京市中心身障害者施設補助金交付要綱	3,000,000	0	0	0	3,000,000	健康福祉部 障害福祉課
134	地域福祉振興事業運営費補助金（福祉団体運営費補助金）	西東京市における福祉団体の育成並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。	西東京市における福祉団体の運営に対し、その経費の一部を助成する。	団体の整備拡充、管理運営等に要する経費の一部		○	9団体	西東京市福祉団体運営費補助金交付要綱	3,989,907	0	2,006,000	0	1,983,907	健康福祉部 障害福祉課
135	地域福祉振興事業運営費補助金	地域福祉の振興を図ることを目的とする。	西東京市において活動をする福祉団体が行う地域福祉振興事業に対し、経費の一部を補助する。	在宅福祉事業の運営に要するコーディネーター人件費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等の一部		○	2団体	西東京市地域福祉振興事業運営費補助金交付要綱	3,500,000	0	0	0	3,500,000	健康福祉部 障害福祉課
136	日中活動系サービス推進事業費補助金	日中活動系サービスを利用する障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。	日中活動系サービスの実施に要する費用の一部を補助する。	1 基本補助額：17,000円×年間延べ登録者数（定員が上限） 2 その他、メニュー選択式加算、障害者等雇用加算 3 福祉サービス第三者評価の受審経費補助600,000円		○	14団体	西東京市障害者日中活動系サービス推進事業費補助金交付要綱	108,837,000	0	108,837,000	0	0	健康福祉部 障害福祉課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
137	グループホーム等防火設備整備費補助金	障害福祉サービス事業所等に対し、防犯設備の設置及び修繕に係る費用の一部を補助することで、事業所の利用者の安全確保を図ることを目的とする。	障害者総合支援法に基づき運営する障害福祉サービス事業所、福祉ホーム等、児童福祉法に基づき運営する児童発達支援センター等及び重度身体障害者グループホーム事業の防犯対策を強化する工事に対し補助を行う。	防犯設備等を整備するために必要な工事に係る費用（防犯カメラの設置など）の一部 補助金の額：補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数切り捨て） 補助金の限度額：1施設100万円（1施設1回限り）		○	1団体	西東京市障害者福祉施設防犯設備整備補助金交付要綱	10,000	0	0	0	10,000	健康福祉部 障害福祉課
138	献血推進協議会補助金	同会の活動を強化し、血液の供給体制の円滑化と献血制度の適正な運営を確保する。	献血者への粗品代や同会の事務費等に関する経費を補助する。	808,000円 （会議費：56,000円、 事業費：752,000円）		○	1団体	西東京市献血推進協議会運営費等補助金交付要綱	807,116	0	0	0	807,116	健康福祉部 健康課
139	昭和病院分担金	組織市（小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、東大和市及び西東京市）の住民の健康を保持する。	医療法に定める公的医療機関としての病院の設置及び管理に関する事務、これに関連する保健衛生事務を共同処理する。	事業収入、補助金、都負担金その他の収入によるもののほか、組織市の分賦金をもって支弁する。経算出分（均等割10%、患者割90%）		○	1団体	昭和病院組合理約	202,205,000	0	0	0	202,205,000	健康福祉部 健康課
140	救急業務連絡協議会負担金	救急病院及び救急診療所、救急協力医療機関並びに救急関係機関と消防署との連絡を密にして、救急業務の適正化、円滑化を図る。	目的を達成するための事業に要するための会費	会費50,000円		○	1団体	西東京救急業務連絡協議会規約	50,000	0	0	0	50,000	健康福祉部 健康課
141	専用水道事務等委託負担金	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道等及び飲用に供する井戸等の衛生確保	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道等及び飲用に供する井戸等の衛生を確保することにより、市民が安全で快適な日常生活を送れる。	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道等及び飲用に供する井戸等の衛生確保に関する事務の管理及び執行に要する経費		○	1団体	西東京市専用水道事務等の事務委託に関する規約	3,602,067	0	0	0	3,602,067	健康福祉部 健康課
142	健康都市連合負担金	健康都市に取り組んでいる都市のネットワークを広げることで、各都市の経験を生かしながら、国際的な協働を通して健康都市の発展のための知識や技術を開発する。	WHO健康都市に関する普及啓発事業、調査研究事業、健康都市連合憲章の普及啓発事業等に対する経費の一部を負担。	1、健康都市連合（年額500US\$） 64,185円 2、健康都市連合日本支部 10,000円		○	2団体	健康都市連合憲章	64,185	0	0	0	64,185	健康福祉部 健康課
143	指導員研修会参加負担金	職員の指導技術の向上を図るため。	通園施設指導者講習会、障害児療育等に関する研修	基礎から学ぶ発達障害・知的障害 15,400円×1人 ダウン症への理解と生涯発達をふまえたサポート 15,400円×1人		○	1団体	西東京市こどもの発達センターひらぎ運営規程	30,800	0	0	0	30,800	健康福祉部 健康課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
144	骨髄移植ドナー支援奨励金	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は抹消血幹細胞を提供した者等に対して奨励金を支給して支援する。	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄移植・抹消血幹細胞移植を提供された方（ドナー）や、ドナーの方を雇用している事業主に対して、奨励金を支給する。	ドナー：1日につき2万円（上限7日間） 事業所：1日につき1万円（上限7日間）	○	○	1人	西東京市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱	140,000	0	0	0	140,000	健康福祉部 健康課
145	母子団体補助金	母子及び寡婦家庭の交流並びに団体の育成を図ることで、母子福祉及び寡婦福祉の向上を図る。	母子及び寡婦福祉団体にに対して、その団体が企画するレクリエーション事業等に係る経費の一部を補助する。	補助額 150,000円	○		1団体	西東京市母子及び寡婦福祉団体補助金交付要綱	150,000	0	75,000	0	75,000	子育て支援部 子育て支援課
146	幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に就園する幼児の保護者に対して補助することにより保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。	私立幼稚園に就園する幼児の保護者に対して市民税の所得割課税額に基づく階層区分により補助する（第1子・第2子・第3子以降で補助金額が異なる）。	所得割課税額の階層区分及び補助金額は、国の基準に準じる。	○		1,780件	西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱	124,445,800	41,481,000	0	0	82,964,800	子育て支援部 子育て支援課
147	類似施設就園奨励費補助金	幼稚園類似施設に就園する幼児の保護者に対して補助することにより保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。	幼稚園類似施設に就園する幼児の保護者に対して市民税の所得割課税額に基づく階層区分により補助する（第1子・第2子・第3子以降で補助金額が異なる）。	所得割課税額の階層区分は国の基準に準じ、補助金額は、市の単独補助による。	○		33件	西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱	388,890	0	0	0	388,890	子育て支援部 子育て支援課
148	私立幼稚園保護者補助金	私立幼稚園に在園する幼児の保護者に対して補助することにより保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。	幼稚園に在園している幼児の保護者に対して市民税の所得割課税額に基づく補助区分により補助する（第1子・第2子・第3子以降で補助金額が異なる）。	所得割課税額の補助区分は、都に準じる。補助金額（月額）は、都基準+5,200円を上限とする。	○		30,147件	西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	189,634,700	0	69,797,000	0	119,837,700	子育て支援部 子育て支援課
149	類似施設保護者補助金	幼稚園類似施設に在園する幼児の保護者に対して補助することにより保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。	幼稚園類似施設に在園する幼児の保護者に対して市民税の所得割課税額に基づく階層区分により補助する（第1子・第2子・第3子以降で補助金額が異なる）。	所得割課税額の補助区分は、都に準じる。補助金額（月額）は、都基準+5,200円を上限とする。	○		649件	西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	11,135,200	0	2,666,700	0	8,468,500	子育て支援部 子育て支援課
150	無認可幼児施設保護者補助金	無認可幼児施設に在園する幼児の保護者に対して補助することにより保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。	無認可幼児施設に在園する幼児の保護者に対して補助する。	補助上限額（月額） 9月まで 5,200円 10月から 市内施設 25,700円 市外施設 5,200円	○		308件	西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	3,310,900	0	0	0	3,310,900	子育て支援部 子育て支援課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
151	私立幼稚園補助金	私立幼稚園に対して補助金を交付することにより、幼児教育の振興及び充実を図ることを目的とする。	私立幼稚園が、園児教育の向上及び充実を図ることを目的として実施する有益性のある事業、教職員の資質の向上と教育内容の充実を目的として実施する事業及び園児の健康を維持することを目的として実施する事業に要する経費の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内		○	13施設	西東京市私立幼稚園補助金交付要綱	5,064,000	0	0	0	5,064,000	子育て支援部 子育て支援課
152	私立幼稚園類似施設補助金	私立幼稚園類似施設に対して補助金を交付することにより、幼児教育の振興及び充実を図ることを目的とする。	私立幼稚園類似施設が、園児教育の向上及び充実を図ることを目的として実施する有益性のある事業、教職員の資質の向上と教育内容の充実を目的として実施する事業及び園児の健康を維持することを目的として実施する事業に要する経費の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内		○	2施設	西東京市私立幼稚園類似施設補助金交付要綱	440,000	0	0	0	440,000	子育て支援部 子育て支援課
153	認定こども園等給付費	特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園に限る。）に対し、施設型給付費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園に限る。）に対し、施設型給付費を給付する。	国単価による。		○	18施設	子ども・子育て支援法	59,454,059	13,217,445	14,599,602	0	31,637,012	子育て支援部 子育て支援課
154	私立幼稚園預かり保育事業費補助金	私立幼稚園における預かり保育の拡充を図る。	私立幼稚園が幼稚園教育要領に定める教育時間を超えて預かり保育をする際に、担当する教職員を配置して幼稚園自らが実施する預かり保育事業に要する費用の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内		○	11施設	西東京市私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱	9,338,748	0	0	0	9,338,748	子育て支援部 子育て支援課
155	幼稚園型一時預かり事業補助金	幼稚園型一時預かり事業を実施する施設に対して、補助金を交付することにより、保育を必要とする園児の適切な保護を図ると共に、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	幼稚園型一時預かり事業を実施する施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内		○	18施設	西東京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱	36,828,950	8,387,000	20,053,000	0	8,388,950	子育て支援部 子育て支援課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
156	私立幼稚園等特別支援 教育事業費補助金	障害児の就園並びに特別 支援教育の振興及び充実 を図ることを目的とする。	私立幼稚園等が行う特別 支援教育事業に対して費用 の一部を補助する。	障害児1人につき月額 15,000円		○	9施設	西東京市私立幼稚園等 特別支援教育事業費補助 金交付要綱	10,395,000	0	0	0	10,395,000	子育て支援部 子育て支援課
157	保育士等キャリアアップ 補助金（病児・病後 児）	民間事業者が運営する事 業所の保育士等のキャリア アップに向けた取組の充 実を図る。	西東京市保育士等キャリ アアップ補助金交付要綱 に基づき補助金を交付す る。	人件費の補助		○	2団体	西東京市保育士等キャリ アアップ補助金交付要 綱	3,431,000	0	1,715,000	0	1,716,000	子育て支援部 子育て支援課
158	新型コロナウイルス感 染症対策子供の食の確 保事業費補助金	新型コロナウイルス感染症 及び学校等の臨時休業 に伴う緊急対応策として 子供やその保護者に食事 を提供し地域との交流を 継続させる活動を行う事 業者を支援する。	食事の提供に必要な経費 （人件費は除く）を補助す る。	1事業者あたり100,000 円を上限		○	1団体	新型コロナウイルス感 染症及び学校等の臨時 休業に伴う「子供の食 の確保」緊急支援対策 事業について起案により 実施	100,000	0	100,000	0	0	子育て支援部 子育て支援課
159	実費徴収補足給付費	低所得で生計が困難であ る者等の子どもが特定教 育・保育等又は特定子ど も・子育て支援を受けた 場合において、当該保護 者が支払うべき実費徴収 に係る費用の一部を補助 することにより、円滑な 特定教育・保育等又は特 定子ども・子育て支援等 の利用を図り、もって全 ての子どもの健やかな成 長を支援することを目的 とする。	教育・保育給付認定保護 者又は施設等利用給付認 定保護者のうち、世帯の 所得やきょうだい順位等 の要件を満たす者に対 し、給食食材料費の全部 又は一部を補助する。	補助金額（月額） 副食費4,500円、主食費 3,000円		○	1,300件	西東京市幼稚園等にお ける実費徴収に係る補 足給付補助金交付要綱	3,351,682	850,000	850,000	0	1,651,682	子育て支援部 子育て支援課
160	臨時・特別給付金	消費税率引上げの影響等 を踏まえ臨時・特別の措 置として児童扶養手当の 受給者のうち、未婚のひ とりに対して給付金を支 給する。	児童扶養手当の受給者の うち、未婚のひとり親に 対して、児童扶養手当に 上乗せ支給する。	令和元年11月分の児童 扶養手当の支給のある 未婚のひとり親の方に1 回限り17,500円を支給		○		西東京市未婚の児童扶 養手当受給者に対する 臨時・特別給付金支給 事業実施要綱	1,207,500	1,207,500	0	0	0	子育て支援部 子育て支援課
161	私立幼稚園新型コロナ ウイルス感染症対策事 業費補助金	新型コロナウイルスの感 染拡大を防止する観点か ら環境の緊急整備を行う ことにより、質の高い環 境で、子供を安心して育 てることができる体制を 整備し、もって私立幼稚 園教育の振興及び充実を 図ることを目的とする。	新型コロナウイルス感 染症対策を実施するた めに必要となる保健衛生 用品の購入に要する経費 に対し補助金を交付す る。	1施設あたり500,000円 を上限		○	3施設	西東京市私立幼稚園補 助金交付要綱	180,000	0	180,000	0	0	子育て支援部 子育て支援課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
162	認可外保育施設等利用給付費（認証保育所以外）	施設等利用給付認定保護者に対し、施設等利用費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等利用料に係る施設等利用費を給付する。	国単価による。	○		156件	子ども・子育て支援法	4,314,000	2,157,000	1,078,500	0	1,078,500	子育て支援部 子育て支援課
163	私立幼稚園等利用給付費	施設等利用給付認定保護者に対し、施設等利用費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	施設等利用給付認定保護者に対し、幼児教育保育料に係る施設等利用費を給付する。	国単価による。	○		15,000件	子ども・子育て支援法	384,034,990	192,017,495	96,008,748	0	96,008,748	子育て支援部 子育て支援課
164	預かり保育利用給付費	施設等利用給付認定保護者に対し、施設等利用費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	施設等利用給付2号認定保護者に対し、預かり保育利用に係る施設等利用費を給付する。	国単価による。	○		2,858件	子ども・子育て支援法	11,895,400	5,947,700	2,973,850	0	2,973,850	子育て支援部 子育て支援課
165	保育所市補助分	民間事業者が運営する保育所の保育内容及び運営の充実を図る。	西東京市民間事業者保育所運営費補助金交付要綱に基づき市単独の補助金を交付する。	保育所運営費及び人件費の補助		○	管内16団体 管外42団体 ※管外42のうち4は管内の団体と重複	西東京市民間事業者保育所運営費補助金交付要綱	812,885,797	0	0	0	812,885,797	子育て支援部 保育課
166	小規模保育給付費	民間事業者が運営する小規模保育事業の保育内容及び運営の充実を図る。	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特別地域型保育給付費支給要綱に基づき給付費を支給する。	事務費及び運営費・人件費の補助	○	○	管内3人 管内15団体 管外5団体	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特別地域型保育給付費支給要綱	847,554,810	429,109,737	174,131,487	0	244,313,586	子育て支援部 保育課
167	認証保育所運営費補助金	認証保育所に対し、運営費等の一部を補助することにより、認証保育所における保育の維持向上を推進し、もって児童福祉の増進を図る。	西東京市認証保育所補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	管内11団体 管外19団体 ※管外19のうち2は管内の団体と重複	西東京市認証保育所補助金交付要綱	555,791,140	0	277,895,000	0	277,896,140	子育て支援部 保育課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
168	延長保育事業補助金	民間事業者が運営する保育所の保育内容及び運営の充実を図り、延長保育事業を円滑に実施し、乳幼児の福祉の向上を図る。	西東京市延長保育事業補助要綱に基づき補助金を交付する。	延長保育事業における人件費の補助	○	○	2人、21団体	西東京市延長保育実施要綱、西東京市延長保育事業補助金交付要綱	21,486,432	7,161,000	7,161,000	0	7,164,432	子育て支援部 保育課
169	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（保育所運営委託・助成事業費）	保育従事職員用の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助		○	9団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	27,931,000	13,196,000	10,920,000	0	3,815,000	子育て支援部 保育課
170	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（地域型保育給付事業費）	保育従事職員用の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助		○	4団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	8,080,000	4,225,000	2,755,000	0	1,100,000	子育て支援部 保育課
171	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（認証保育所事業費）	保育従事職員用の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助		○	3団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	4,076,000	0	3,494,000	0	582,000	子育て支援部 保育課
172	保育士等キャリアアップ補助金（保育所運営委託・助成事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助		○	6団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	93,233,000	0	93,233,000	0	0	子育て支援部 保育課
173	保育士等キャリアアップ補助金（地域型保育給付事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助	○	○	管内7人 管内16団体 管外2団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	85,584,229	0	42,792,000	0	42,792,229	子育て支援部 保育課
174	保育士等キャリアアップ補助金（認証保育所事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助		○	8団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	61,366,000	0	61,366,000	0	0	子育て支援部 保育課
175	保育サービス推進事業補助金（保育所運営委託・助成事業費）	民間事業者が運営する保育所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	8団体	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱	51,309,000	0	51,309,000	0	0	子育て支援部 保育課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
176	保育サービス推進事業補助金（地域型保育給付事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助	○	○	7人 16団体	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱	15,449,000	0	3,713,000	0	11,736,000	子育て支援部 保育課
177	保育力強化事業補助金（認証保育所事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育力強化事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	9団体	西東京市保育力強化事業補助金交付要綱	5,138,000	0	5,138,000	0	0	子育て支援部 保育課
178	保育所賃借料補助金	賃貸物件を活用した保育所等を設置運営する民間事業者に対し、その賃借料の一部を補助することにより、保育所等の整備の促進及び運営の安定化の支援を図り、待機児童の解消に資する。	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	開設後の建物賃借料等の補助		○	5団体	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱	48,792,000	0	43,039,000	0	5,753,000	子育て支援部 保育課
179	小規模保育賃借料補助金	賃貸物件を活用した保育所等を設置運営する民間事業者に対し、その賃借料の一部を補助することにより、保育所等の整備の促進及び運営の安定化の支援を図り、待機児童の解消に資する。	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	開設後の建物賃借料等の補助		○	4団体	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱	5,671,000	0	4,968,000	0	703,000	子育て支援部 保育課
180	認証保育所賃借料補助金	賃貸物件を活用した保育所等を設置運営する民間事業者に対し、その賃借料の一部を補助することにより、保育所等の整備の促進及び運営の安定化の支援を図り、待機児童の解消に資する。	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	開設後の建物賃借料等の補助		○	1団体	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱	6,329,000	0	5,424,000	0	905,000	子育て支援部 保育課
181	民間保育所施設整備補助金	民間保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより保育所の設置、建て替え等を推進する。	西東京市民間保育所施設整備補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新設事業又は老朽化した民間保育所の改築及び改修に係る経費		○	2団体	西東京市民間保育所施設整備補助金交付要綱	288,824,173	76,718,000	129,842,000	74,400,000	7,864,173	子育て支援部 保育課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
182	保護者補助金	認可外保育施設に児童を入所させている保護者の負担の軽減を図る。	認可外保育施設に児童を入所させている保護者に助成金を支給し、保護者負担の軽減を図る。	上半期 一月16,000円 下半期（上限額） ①無償化対象外0～2歳児第1子16,000円、第2子30,000円、第3子以降43,000円 3～5歳児第1子16,000円、第2子以降20,000円 ②無償化対象 3～5歳児第1子16,000円、第2子以降20,000円 ③無償化対象 0～2歳児第1子16,000円、第2子以降25,000円	○		上半期 400人 下半期 384人	西東京市認可外保育施設入所児童保護者助成金支給要綱	75,056,000	0	42,663,000	0	32,393,000	子育て支援部 保育課
183	保育士研修会負担金	公立保育園保育士の技術向上を図る。	保育士の技術向上に有効な研修会について、受講費を負担する。	研修会受講費の負担	○	○	3団体 1個人	研修会受講料	21,000	0	0	0	21,000	子育て支援部 保育課
184	日本スポーツ振興センター掛金（保育園費）	保育園児の災害保障	公立保育園、公設民営保育園児を対象として、保育園の管理下における園児の災害に関する給付について掛金を負担する。	保育園入所児童 1人/375円 （要保護者1人/65円） 平成30年度 一般1,810人 要保護者23人 平成29年度（中途加入者分） 一般37人 要保護者5人		○	1団体 （1,920人分）	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	682,220	0	0	0	682,220	子育て支援部 保育課
185	日本スポーツ振興センター掛金（地域型保育給付事業費）	保育園児の災害保障	家庭的保育事業の園児を対象として、保育園の管理下における園児の災害に関する給付について掛金を負担する。	保育園入所児童 1人/365円 令和元年度 一般24人 平成30年度（中途加入者分）2人（375円）	○		5人（26人分）	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	9,510	0	0	0	9,510	子育て支援部 保育課
186	事業所内保育給付費	民間事業者が運営する事業所内保育事業の保育内容及び運営の充実を図る。	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特別地域型保育給付費支給要綱に基づき給付費を支給する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	管内1団体 管外2団体	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特別地域型保育給付費支給要綱	23,575,870	11,836,657	4,803,281	0	6,935,932	子育て支援部 保育課
187	借地を活用した認可保育所等設置支援事業補助金	国有地等を借り受けて認可保育所等を新たに整備する場合に、事業に要する経費の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る。	西東京市借地を活用した認可保育所等設置支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	土地の借地料の一部について60月上限に補助する。		○	1団体	西東京市借地を活用した認可保育所等設置支援事業補助金交付要綱	1,020,000	0	510,000	0	510,000	子育て支援部 保育課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
188	児童の安全対策強化事業補助金（地域型保育給付事業費）	保育所等を設置する事業者に対し、事故防止のために必要な備品の導入を促進し、児童の安全対策を一層強化することを目的として、必要な経費を補助する。	平成30年度西東京市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事故防止のために必要な備品の購入・リース費を補助する。		○	1団体	平成30年度西東京市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱	341,000	170,000	171,000	0	0	子育て支援部 保育課
189	児童の安全対策強化事業補助金（保育所運営委託・助成事業費）	保育所等を設置する事業者に対し、事故防止のために必要な備品の導入を促進し、児童の安全対策を一層強化することを目的として、必要な経費を補助する。	平成30年度西東京市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事故防止のために必要な備品の購入・リース費を補助する。		○	4団体	平成30年度西東京市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱	3,808,000	1,068,000	2,740,000	0	0	子育て支援部 保育課
190	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（公設民営園）	保育従事職員用の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助		○	2団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	2,358,000	273,000	1,748,000	0	337,000	子育て支援部 保育課
191	保育力強化事業補助金（定期）	民間事業者が運営する事業所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	1人	西東京市保育力強化事業補助金交付要綱	76,000	0	38,000	0	38,000	子育て支援部 保育課
192	非常通報装置整備費補助金	非常通報装置を設置する当該施設の設置者に対して、その経費の一部を市が補助を行う。	西東京市民間保育所非常通報装置整備事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	非常通報装置の設置、維持及び管理に係る経費		○	1団体	西東京市民間保育所非常通報装置整備事業補助金交付要綱	286,000	0	286,000	0	0	子育て支援部 保育課
193	感染拡大防止に係る安全対策事業補助金（地域型保育給付事業分）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内保育施設の設置者に対して、その経費の一部を市が補助を行う。	西東京市感染症拡大防止に係る安全対策補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消毒液や空気清浄機等の購入に対する補助		○	6人、6団体	令和元年度西東京市感染症拡大防止に係る安全対策事業補助金交付要綱	506,000	506,000	0	0	0	子育て支援部 保育課
194	感染拡大防止に係る安全対策事業補助金（保育所分）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内保育施設の設置者に対して、その経費の一部を市が補助を行う。	西東京市感染症拡大防止に係る安全対策補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消毒液や空気清浄機等の購入に対する補助		○	9団体	令和元年度西東京市感染症拡大防止に係る安全対策事業補助金交付要綱	2,386,000	2,386,000	0	0	0	子育て支援部 保育課
195	感染拡大防止に係る安全対策事業補助金（認証保育所分）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内保育施設の設置者に対して、その経費の一部を市が補助を行う。	西東京市感染症拡大防止に係る安全対策補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消毒液や空気清浄機等の購入に対する補助		○	3団体	令和元年度西東京市感染症拡大防止に係る安全対策事業補助金交付要綱	260,000	260,000	0	0	0	子育て支援部 保育課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
196	感染拡大防止に係る安全対策事業補助金（定期的利用保育事業分）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内保育施設の設置者に対して、その経費の一部を市が補助を行う。	西東京市感染症拡大防止に係る安全対策補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消毒液や空気清浄機等の購入に対する補助	○		1人	令和元年度西東京市感染症拡大防止に係る安全対策事業補助金交付要綱	80,000	80,000	0	0	0	子育て支援部 保育課
197	1歳児1年保育事業補助金	認可保育所等の利用が保留となっている1歳児クラスの児童について、最長当該年度の3月31日まで保育サービスを行う事業者に対し補助を行う。	西東京市1歳児1年保育事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	運営費、事業開始準備経費に対する補助		○	2団体	西東京市1歳児1年保育事業補助金交付要綱	23,246,640	2,173,000	13,710,000	0	7,363,640	子育て支援部 保育課
198	定期的利用保育事業費運営費補助金	パートタイム勤務や育児短時間勤務等の保育需要に応えるため、児童を一定程度継続的に保育サービスを行う事業者に対して補助を行う。	西東京市定期的利用保育事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	基本分、長時間保育加算、施設維持管理費	○		1人	西東京市定期的利用保育事業補助金交付要綱	5,489,350	0	2,494,000	0	2,995,350	子育て支援部 保育課
199	認可外保育施設等利用給付費（認証保育所、定期的利用保育事業分）	認可外保育施設に関する幼児教育・保育の無償化を行うため、認可外保育施設等利用給付を行う。	保育園や幼稚園を利用していない子育てのための施設等利用給付認定者が認可外保育施設（認証保育所、定期的利用保育事業）を利用した場合、幼児去育・保育の無償化の給付を行う。給付は、法定代理受領（事業者への支払）にて行う。	子育てのための施設等利用給付認定者 ①0～2歳児クラス（非課税世帯のみ）42,000円上限 ②3～5歳児クラス37,000円上限	○		80人	子ども・子育て支援法	16,387,933	8,193,966	4,096,983	0	4,096,984	子育て支援部 保育課
200	青少年育成地域活動費補助金	青少年育成会等の活動に対して補助金を交付することにより、地域における環境浄化活動や青少年の非行防止活動、青少年の社会参加及び地域活動の機会を充実し、青少年が社会の一員として活動できるよう自立性と社会性を育成し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。	青少年育成会等への補助・青少年の健全育成事業の実施及び支援	補助金は毎年度予算の範囲		○	19団体	西東京市青少年育成会等活動補助金交付要綱	3,720,278	0	0	0	3,720,278	子育て支援部 児童青少年課
201	新型コロナウイルス感染症対策利用助成金	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用助成金を交付することにより、ファミリー・サポート・センターのファミリー会員に係る経済的負担の軽減を図り、もって子ども・子育て支援の推進に寄与することを目的とする。	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センターを利用したファミリー会員に対して利用により支払った謝礼金の全部又は一部について助成金を交付する。	一時間につき800円（一日当たり6,400円を上限）	○		6世帯	子ども・子育て支援交付金における子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に係る新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算について（31西字セ第625号市長決裁）	43,600	0	0	0	43,600	子育て支援部 子ども家庭支援センター

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
202	市民まつり補助金	市民の融和と、新たな郷土愛の醸成を図り、よりよいコミュニティの形成に寄与することを目的とする。	「西東京いこいの森公園」で実施 令和元年11月9日（土）、10日（日）の2日間開催	会場の設営費、会場の管理・運営費、広報宣伝費、事業費及び事務費		○	1団体	西東京市民まつり実行委員会補助金交付要綱	8,700,000	0	0	0	8,700,000	生活文化スポーツ部 文化振興課
203	市民まつり出店者負担金	行政組織等が市民まつりに出店するにあたり、出店に伴う出店料及びこれに付随する付属設備以外に追加する付属設備について、一般出店者との公平性を保つため、出店料及び付属設備費用を市民まつり実行委員会に納入する。	【対象内訳】 行政組織 13団体 行政委員会 3団体 姉妹都市・友好都市 3団体	380,000円（予算） テント料、付属設備追加料金（机、椅子、コンセント）		○	1団体	第19回西東京市民まつり出店に係る行政関係等の出店料等に関する協定書	286,900	0	0	0	286,900	生活文化スポーツ部 文化振興課
204	東京多摩公立文化施設協議会負担金	公立文化施設がその機能に十分に発揮するため、相互に連絡研究を行い、もって地域の向上に資すること。	1協議会の開催 2各研究会の開催 3資料の収集及び情報交換 4会報の発行など	年額15,000円		○	1団体	東京多摩公立文化施設協議会会則	15,000	0	0	0	15,000	生活文化スポーツ部 文化振興課
205	伝統文化等継承事業補助金	西東京市における伝統芸能、民俗芸能及び文化財を後継者が受け継ぎ、地域に根付かせ継承する事業（以下「伝統文化等継承事業」という。）を行う団体に対して、補助金を交付することによって、伝統文化等継承事業を推進し、もって市民の郷土に対する認識と愛着の向上、担い手となる後継者の育成及び地域の連携を図ることを目的とする。	1 西東京市の歴史の中で培ってきた事業で、継承を行うことが必要と認められる事業 2 過去に西東京市で実施されていた事業で、復活・発掘を行うことが必要と認められる事業 3 その他市長が認める事業	補助金の額は、予算の範囲内で補助対象事業に要する補助対象経費の額とし、10万円を上限		○	5団体	西東京市伝統文化等継承事業補助金交付要綱	412,930	0	0	0	412,930	生活文化スポーツ部 文化振興課
206	圏域美術家展実行委員会補助金	多摩北部都市広域行政圏協議会の主催事業である多摩北部5市美術家展を開催する多摩北部5市美術家展実行委員会に対して、多摩北部5市市民が市域を越えた交流を図り、相互の理解を深め、もって多摩北部5市の新たな可能性の追求、地域の魅力づくり等に資することを目的とする。	多摩北部5市で構成する実行委員会が推薦する画家の作品展示	多摩北部5市美術家展の実施に必要な人件費、消耗品費、印刷製本費などの経費。補助金の交付は、予算の範囲内（165万円以内）において市長が認める額。		○	1団体	令和元年度多摩北部5市美術家展実行委員会補助金交付要綱	1,650,000	0	0	0	1,650,000	生活文化スポーツ部 文化振興課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
207	富士町市民集会所外壁補修工事負担金	市が使用貸借するプロムナード東伏見69号棟の外壁を修繕するため、UR都市機構が工事を実施し、市が負担金を支払う。	UR都市機構が実施したプロムナード東伏見69号棟外壁修繕工事に伴い、市が使用貸借しているため、工事費を市とURで按分する。			○	1団体	プロムナード東伏見外壁修繕工事の実施に関する協定書	843,001	0	0	0	843,001	生活文化スポーツ部 文化振興課	
208	スポーツ振興補助金	市民のスポーツ活動に対し、補助金を交付し社会体育の振興を図る。	国際大会・全国大会・関東大会等に参加する経費の一部を補助	交通費・宿泊費		○	○	6人 1団体	西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱	215,100	0	0	0	215,100	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
209	体育協会運営費補助金	西東京市のスポーツ振興と市民の健康の保持・増進及び体力の向上を図る。	西東京市におけるスポーツ・レクリエーションの普及、振興、向上等に寄与し、かつ、公益性を有する事業	事務局職員人件費・印刷製本費・強化費・体協加盟団体活動費			○	1団体	特定非営利活動法人西東京市体育協会運営費補助金交付要綱	1,919,000	0	0	0	1,919,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
210	講習会派遣負担金	全国スポーツ推進委員協議会が主催する講習会に参加し、スポーツ推進委員の資質向上を図る。	全国スポーツ推進委員協議会が主催する講習会へのための各種講習会への参加費を支出	講習会参加費 3,000円×1人			○	1人	・全国スポーツ推進委員研究協議会三重大会開催要項	3,000	0	0	0	3,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
211	東京都スポーツ推進委員協議会負担金	スポーツ推進委員の資質の向上と機能の強化を図り、協働体制の確立を目的とし、スポーツ振興に寄与する。	スポーツ推進委員の資質の向上を図るため、研究大会、その他研究協議会等の開催に要する費用を支出する。	負担金			○	2団体	・（一社）東京都スポーツ推進委員協議会定款 ・東京都スポーツ推進委員広域地区別研修会（第10ブロック）開催要項	60,000	0	0	0	60,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
212	総合型地域スポーツクラブ補助金	スポーツクラブの運営を円滑に推進し、地域住民のコミュニティの形成に資する。	総合型地域スポーツクラブ活動支援	賃金・謝金（講師謝金）・使用料及び賃借料			○	1団体	西東京市総合型地域スポーツクラブ運営費等補助金交付要綱	1,920,000	0	0	0	1,920,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
213	市町村総合体育大会負担金	実行委員会の準備、運営に関わる経費の一部負担	市町村を5ブロックに分け、各ブロックが持ち回りで主催する市町村間の親睦と交流を目的として実施するスポーツ大会	負担金			○	1団体	東京都市町村総合体育大会実施要項	310,000	0	0	0	310,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
214	全国スポーツ推進委員連合負担金	スポーツ推進委員を統括する組織として、スポーツ推進委員相互の協力体制を確立して資質の向上を図るとともに、社会の変化に応じた地域スポーツの振興に関する事業を行い、国民の健康体力づくりや生涯を通じたスポーツ習慣の形成を図り、国のスポーツの発展に寄与する。	スポーツ推進員及び地域におけるスポーツ指導者の資質の向上に関する研修会、講習会等の開催等	普通会員会費 500円×18人			○	1団体	・公益社団法人全国スポーツ推進委員連合定款 ・公益社団法人全国スポーツ推進委員連合会員規定	9,000	0	0	0	9,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
215	関東スポーツ推進委員研究協議会負担金	関東各都県のスポーツ推進委員が一堂に集まり、当面する生涯スポーツの諸課題について研究協議し、スポーツ推進委員の資質の向上と相互の情報交換を図り、地域スポーツの発展に寄与する。	当面する生涯スポーツの諸課題について講演、講義、実技研修を行う。	大会参加費 3,000円×5人	○		5人	関東スポーツ推進委員研究大会東京大会開催要項	15,000	0	0	0	15,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
216	勤労者福祉サービスセンター運営費補助金	西東京市勤労者福祉サービスセンターに対し、補助金を交付することにより、中小企業の勤労者福祉の増進を図ることを目的とする。	中小企業の事業主と従業員の方々向けの慶弔共済、福利厚生事業など様々なサービスを安価で提供する。	補助金の交付の対象になる経費は、人件費、管理運営費に係る経費とする。	○		1団体	西東京市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金交付要綱	12,429,384	0	0	0	12,429,384	生活文化スポーツ部 産業振興課
217	勤労者等住宅資金融資あっせん利子補給負担金	勤労者の居住に供する住宅の取得、改築、又は修繕に必要な資金の融資を金融機関にあっせんすることにより、勤労者の居住環境の向上を図ることを目的とする。	※平成24年度以降新規の申込は停止した。既存の利子補給のみ償還終了まで継続	融資限度額1,000万円、利子補給期間15年以内、利子補給率年2.0%	○		2件	西東京市勤労者等住宅資金融資あっせん条例	38,438	0	0	0	38,438	生活文化スポーツ部 産業振興課
218	中小企業退職金共済掛金補助金	国の中小企業退職金共済制度への加入を促進し、市内中小企業の従業員の雇用安定と振興を図ることを目的とする。	国の中小企業退職金共済制度に納付する共済掛金の一部を補助する。	36ヶ月を限度に月額500円を補助する。	○		136件	西東京市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱	3,474,100	0	0	0	3,474,100	生活文化スポーツ部 産業振興課
219	農業団体補助金	市内の農業団体等が農業の発展と向上に寄与するために行う事業に対して、市が予算の範囲内において、補助金を交付することにより、その事業を促進することを目的とする。	企業的農業経営、農業後継者の指導・育成及び確保、都市型農業の調査及び研究、出荷生産物の市場調査及び情報交換、品種の改良・新種の導入及び栽培技術の向上、優良品種の出荷及び販売等、各種資材等の共同購入、病害虫等の共同防除、農業経営上の先進地の視察等	予算の範囲内で、次の基準による。 団体の基本額を11万円とし、団体の会員が41人以上の場合、41人目から一人当たり5千円を基本額に加算し、上限額を18万円とする。	○		8団体	西東京市農業団体等補助金交付要綱	1,050,000	0	0	0	1,050,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
220	安全安心農業推進事業補助金	市内農業者の堆肥等の購入に係る費用の一部を補助することにより、農地の土壌の生態系を保持し、安全で安心な農産物の生産を重視した農業を推進することで市民の農業への理解を深めるとともに、西東京市における農業の育成及び振興を図ることを目的とする。	堆肥、有機質肥料及びフェロモン剤を購入する費用の一部を補助し、各種別ごとに年間世帯1回とする。	<堆肥> 補助率50%、上限3万円 認定農業者は、上限6万円 <有機質肥料> 補助率50%、上限3万円 認定農業者は、上限6万円 <フェロモン剤> 補助率50%、上限3万円 認定農業者は、上限6万円	○		堆肥71人 有機質肥料62人 フェロモン剤5人	西東京市安全安心農業推進事業補助金交付要綱	3,875,000	0	0	0	3,875,000	生活文化スポーツ部 産業振興課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
221	都市農地保全推進自治体協議会負担金	都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が、連携し活動することにより、都市農業の振興及び都市農地保全を目指す取り組みの進展を図り、もって自治体全体の住民福祉の向上を図ることを目的とする。	国への要望書提出。住民への情報発信等を目的としたフォーラムの開催。地方公共団体、国及び関係団体との情報交換、意見交換	20,000円			○	1団体	都市農地保全推進自治体協議会規約	20,000	0	0	0	20,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
222	市産農産物等活用推進事業補助金	西東京市を産地とする農産物又は市産農産物の加工品の生産を行う事業者が、市産農産物等を市民に広く宣伝し、市民の都市農業への関心と理解を深めるとともに、市内における農業の育成及び振興を図ることを目的とする。	市産農産物等の販売等に用いる資材に係る経費の一部を補助し、毎年度1補助対象事業者につき、1回限りとする。	補助対象経費の3分の2以内とし、補助対象事業者の区分に応じ、上限額を定める（2万円・4万円・5万円）。		○	○	37人	西東京市市産農産物等活用推進事業補助金交付要綱	730,000	0	0	0	730,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
223	商工会補助金	市内商工業の振興と安定地域振興の推進	経営改善普及事業（税務記帳相談指導、経営相談指導等）	運営費			○	1団体	西東京市商工会補助金交付要綱	19,436,616	0	0	0	19,436,616	生活文化スポーツ部 産業振興課
224	商店街活性化推進事業補助金	商店街の発展 地域経済の活性化	催事費等の経費の一部を補助	催事費等			○	14団体	西東京市商店街活性化推進事業補助金交付要綱	43,702,000	0	20,394,000	0	23,308,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
225	公衆浴場補助金	市内の公衆浴場が実施する事業その他必要な経費の一部を補助することにより、市民の健康と福祉に寄与することを目的とする。	薬湯実施事業費、施設整備費、燃料費その他市長が必要と認める事業に関する経費について補助する。	薬湯実施事業費 施設整備費 燃料費 その他市長が必要と認める事業に関する経費			○	4浴場	西東京市公衆浴場補助金交付要綱	1,596,000	0	0	0	1,596,000	生活文化スポーツ部 産業振興課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
226	1 中小企業事業資金融資あっせん利子等補給負担金 2 創業資金融資あっせん利子等補給負担金 3 特定創業資金融資あっせん利子等補給負担金 4 中小企業特別対策運転資金融資あっせん利子等補給負担金	中小企業者に対し、その必要な資金について、市が金融機関に融資をあっせんし、当該融資について利子補給等の助成措置を行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。	中小企業者に対し、その事業経営に必要な資金について、金融機関に融資をあっせんし、当該融資について利子補給等の助成措置を行う。	1 運転資金：融資限度額700万円・償還期間5年以内・利子補給率0.995%、設備資金及び運転設備併用：限度額1,000万円・償還期間7年以内・利子補給率0.995% 2 創業運転資金：融資限度額700万円・償還期間5年以内・利子補給率0.995%、創業設備資金及び創業運転設備併用：限度額1,000万円・償還期間7年以内・利子補給率0.995%（平成24年7月から受付開始） 3 特定創業運転資金：融資限度額700万円・償還期間5年以内・利子補給率1.395%、特定創業設備資金及び特定創業運転設備併用：限度額1,000万円・償還期間7年以内・利子補給率1.395%（平成28年4月から受付開始） 4 特別対策運転資金：融資限度額500万円・償還期間5年以内・利子補給率1.975% ※ 全ての資金に共通：保証料全額助成	○		858件	西東京市中小企業事業資金融資あっせん条例	26,171,116	0	0	0	26,171,116	生活文化スポーツ部 産業振興課
227	地域活性化事業補助金	東伏見駅周辺の地域を活性化し、及び市民の福祉の向上に資する事業を実施することを目的とする。	市民等で構成される東伏見ふれあいプラザ企画運営委員会に対し、その運営に要する経費の一部を市が補助する。	東伏見ふれあいプラザにおいて事業を行うスペースに係る家賃及び共益費	○		1団体	東伏見ふれあいプラザ企画運営委員会運営費等補助金交付要綱	1,440,000	0	0	0	1,440,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
228	チャレンジショップ事業補助金	新規開業者への支援による事業者の育成および空き店舗等の有効活用	初期投資費用軽減としての家賃補助	事業費 （西東京商工会への間接補助）	○		1団体	西東京市産業振興マスタープラン推進事業補助金交付要綱	2,346,000	0	0	0	2,346,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
229	創業支援・経営革新相談センター事業補助金	創業・新規開業者の支援による事業者育成	西東京創業支援・経営革新相談センター運営（創業・新規開業者の支援等）	運営費及び事業費 （西東京商工会への間接補助）	○		1団体	西東京市産業振興マスタープラン推進事業補助金交付要綱	5,696,864	0	0	0	5,696,864	生活文化スポーツ部 産業振興課
230	認定農業者経営改善支援補助金	認定農業者に農業用機械等の購入に要する経費やビニールハウス、防鳥ネットその他の農業用施設の整備等に要する経費を補助することで、改善計画を推進することを目的とする。	認定農業者経営改善計画の内容に沿って認められる「農機具等購入」や「施設等整備」に係る経費の補助	認定農業者1経営体につき補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満切捨て上限は200,000円まで）とする。	○		7名	西東京市認定農業者経営改善支援補助金交付要綱	1,199,000	0	0	0	1,199,000	生活文化スポーツ部 産業振興課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
231	都市農業活性化支援事業費補助金	認定農業者等が収益性の高い農業を展開するため、必要な施設を整備して経営力を強化する取組等を支援し、都市農業の活性化を図る。	認定農業者3戸以上の農家で構成する営農集団に属する農業者を対象とし、農業経営を向上するため農業用生産施設（パイプハウス、果樹棚等）や、栽培関連施設（かん水システム等）、生産機械（保冷庫等）の整備に係る費用の補助を行う。	原則として、1事業の事業費の範囲を500万円から10,000万円とし、事業費総額の2分の1以内を都補助金（東京2020支援型3分の2以内）、4分の1以内を市補助金として交付する。			○	1団体 3名	西東京市都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱	32,437,000	0	23,011,000	0	9,426,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
232	一店逸品事業補助金	モノやサービスなど個店独自の「逸品」を確立し、入りたくなる店づくりへとつなげる事業に対する支援	西東京商工会が行う運営委員会・選考委員会など事業運営に関する経費	運営費及び事業費（西東京商工会への間接補助）			○	1団体	西東京市産業振興マスタープラン推進事業補助金交付要綱	5,355,000	0	0	0	5,355,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
233	創業サポート施設運営支援補助金	市内で新たに起業・創業をする者を増やし、産業の育成及び地域の活性化を図ることを目的とする。	起業・創業を希望する方及び創業後間もない方を支援する施設を市内で運営する創業支援事業者等に対し、運営費の一部を補助する。	創業サポート施設を運営するための運営費にかかる費用			○	2件	西東京市創業サポート施設運営支援事業補助金交付要綱	6,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
234	女性の働き方サポート推進事業拠点整備補助金	女性の働き方サポート推進事業に参加する者の交流、事業のマッチング等を行うための拠点施設を整備することで、新たな女性の働き方を実現する機会を増やし、産業の育成及び地域の活性化を図ることを目的とする。	女性の働き方サポート推進事業に参加する者の交流、事業のマッチング等を行うための拠点施設を開設する事業者に対し、施設整備費及び運営費の一部を補助する。	施設を開設するための施設整備及び運営費にかかる費用			○	1件	西東京市女性の働き方サポート推進事業拠点整備補助金交付要綱	6,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
235	NPO等企画提案事業補助金	特定非営利活動法人、市民活動団体その他営利を目的としない団体が市とともに地域課題の解決に向けて取り組む事業に対し、その経費の一部を補助する。	市民の福祉の向上及び市民の利益につながり、公益上必要性が認められる事業を募集し、審査により採択・実施する。	審査により採択された事業に係る経費の一部を負担する。			○	4団体	西東京市NPO等企画提案事業補助金交付要綱	629,913	0	0	0	629,913	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
236	日本非核宣言自治体協議会分担金	全国の自治体、さらには全世界の自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立する。	非核都市宣言に関する資料の収集及び交換や、非核都市宣言の呼びかけのために必要な調査研究				○	1団体	日本非核宣言自治体協議会会則	60,000	0	0	0	60,000	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
237	民間シェルター運営費 支援助成金	配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律第26条の規定に基 づき、東京多摩地域民間 シェルター連絡会に対し 経費の一部を補助する。	東京多摩地域民間シェル ター連絡会が行う次の事 業 1 シェルターの育成及び 指導に関する事。 2 配偶者から暴力を受け ている女性等をシェル ターに保護すること。 3 配偶者から暴力を受け ている女性等の自立支援 に関する事。			○	1団体	西東京市緊急一時保護 施設運営費補助金交付 要綱	250,000	0	0	0	250,000	生活文化スポーツ 部 協働コミュニティ 課
238	多摩東人権擁護委員協 議会負担金	自由人権思想の普及・高 揚を図り、多面的な人権 啓発活動を展開するた め。	児童・生徒対象事業「人 権の花」「中学生人権作 文コンテスト」等 一般市民対象事業「講演 会」・「人権週間パネル 展」等			○	1団体	多摩東人権擁護委員協 議会会則	414,700	0	0	0	414,700	生活文化スポーツ 部 協働コミュニティ 課
239	北方領土の返還を求め る都民会議負担金	日本固有の領土である北 方領土（歯舞郡島、色丹 島、国後島及び択捉島） の返還実現を図るため北 方領土問題に対する都民 の関心と理解を一層深め ることを目的とする。	「令和元年度北方領土の 返還を求める都民大会」 開催のほか、北方領土問 題に対する都民の関心と 理解を深めるため、研修 会の開催等各種啓発・宣 伝活動の実施			○	1団体	北方領土の返還を求め る都民会議規約	5,000	0	0	0	5,000	生活文化スポーツ 部 協働コミュニティ 課
240	自治会・町内会等活性 化補助金	自治会・町内会等の活性 化及び良好な地域社会の 維持・形成を図るため。	市内の自治会・町内会等 が自ら行う地域福祉の促 進と地域づくりに資する 事業について、対象経費 の一部を補助する。	補助対象経費の実支出 額が補助金額となる。 ただし、12,000円と加 入世帯数に200円を乗じ た額の合計額を上限と する。（千円未満切り 捨て）		○	60件	西東京市自治会・町内 会等活性化補助金交付 要綱	2,685,029	0	0	0	2,685,029	生活文化スポーツ 部 協働コミュニティ 課
241	国民生活センター相談 員研修会負担金	消費生活相談員の資質向 上のために開催される研 修受講のため。	独立行政法人国民生活セ ンターが行う消費生活相 談員向け研修会に参加す る。	消費生活相談員向け研 修に参加する場合、参 加費を負担する（研修 により費用は異なる）		○	1件	消費者安全法第8条～第 11条	1,900	0	0	0	1,900	生活文化スポーツ 部 協働コミュニティ 課
242	地域協力ネットワーク 補助金	地域で活動している様々 な団体や地域住民が「連 携」「協力」し合い、ま ちづくりのために活動す る住民自治組織である地 域協力ネットワークの活 動や運営を支援すること により、地域コミュニ ティを活性化することを 目的とする。	地域で活動している様々 な団体や地域住民が「連 携」「協力」し合い、ま ちづくりのために活動す るネットワークの住民自 治組織である地域協力 ネットワークの活動や運 営に係る経費を補助す る。	補助対象経費の実支出 額とし、上限額を以下 のとおりとする。複数 の補助対象事業等に係 る補助対象経費の場合 は、その合算額の上限 を40万円とする。 （1）地域連携・協力 事業、地域活性化事 業、広報事業及び市長 が認める事業 40万円 （2）運営事務 10万 円		○	2団体	西東京市地域協力ネッ トワーク補助金交付要 綱	434,014	0	0	0	434,014	生活文化スポーツ 部 協働コミュニ ティ課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
243	管理助成費	自治会内等に設置されている児童遊園地の管理者に対し、管理経費の一部を補助し経費負担の軽減を図るとともに、地域における児童福祉の増進に寄与する。	自治会等で管理している児童遊園地について、管理経費の一部を市が補助する。	1ヶ所9,000円			○	7団体	西東京市児童遊園地管理費補助金交付要綱	125,270	0	0	0	125,270	みどり環境部 みどり公園課
244	生垣造成補助金	宅地と道路との接道部の緑化を推進するために、新たな生垣の造成及びそれに伴う既存のブロック塀等の撤去に対し、助成を行い、みどりに親しむ環境づくりやブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止する。	生垣の新設及びそれに伴う既存ブロック塀等の撤去について、その費用の一部を市が補助する。	生垣設置 1m 10,000円 ブロック塀等の撤去 1m 6,000円 (どちらも上限30m)			○	8件 70.5m	西東京市生垣造成補助金交付要綱	990,000	0	0	0	990,000	みどり環境部 みどり公園課
245	保存樹木等補助金	市内に残されている樹木や樹木の保全を支援し、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。	貴重な財産であるみどりを保持・保全する市民に対して、樹木等の維持管理費の一部を市が補助する。	保存樹 1本40,000円（上限） ※剪定費用の1/2 保存樹林 1㎡年額60円 保存生垣 1m年額240円			○	保存樹木 941本 保存樹林 19,873㎡ 保存生垣 8,011.7m	西東京しみどりの保護と育成に関する補助金交付要綱	4,590,616	0	0	0	4,590,616	みどり環境部 みどり公園課
246	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金	地域住民の理解と協力を得て、市内に生息する飼い主のいない猫の数を抑制し、市民の快適な生活環境の保持及び動物愛護精神の高揚を図ることを目的とする。	市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部を助成する。	オス猫5,000円 メス猫10,000円			○	オス 44件 メス 68件	西東京市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成実施要綱	900,000	0	450,000	0	450,000	みどり環境部 環境保全課
247	スズメバチ類の巣駆除費用助成金	スズメバチの危害から市民生活を守るためにスズメバチの巣を駆除するものに対して駆除に要する経費の一部を補助することにより、市民への被害を防止し、市民の安全な生活環境を保持することを目的とする。	宅地内に営巣するスズメバチの巣の駆除を指定業者等に依頼した場合に、その費用の一部を助成する。	駆除費用の半額 上限 10,000円			○	109件	西東京市スズメバチ類の巣駆除作業補助金交付要綱	838,480	0	0	0	838,480	みどり環境部 環境保全課
248	省エネルギー設備等設置助成金	新たな省エネルギー設備に取替えを行う者に対し、その工事又は購入に要する費用の一部を市が助成することにより、省エネルギー設備の普及を促進し、地球温暖化対策に寄与することを目的とする。	蛍光灯器具からLED照明器具へ取り替えた場合に、その費用の一部を助成する。	工事費助成…購入費用を含む工事費用の2分の1（15万円を上限とする） ただし、対象設備が共用部分等を含まない場合の上限は2万円 購入費助成…購入費用の2分の1（1万円を上限とする。）			○	工事費助成 87件 購入費助成 105件	西東京市省エネルギー設備工事助成金交付要綱 西東京市省エネルギー設備購入助成金交付要綱	3,000,000	0	0	1,500,000	1,500,000	みどり環境部 環境保全課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
249	東京都公害事務連絡協議会負担金	都市環境・公害に関し、調査、研究等を行うとともに、関係諸機関との連絡協調を図り、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。	環境・公害関係事務及びこれらに関する研究並びにその協議、研修会に関する事業を行う。	1自治体3,000円			○	1団体	東京都環境・公害事務連絡協議会規約	3,000	0	0	0	3,000	みどり環境部 環境保全課
250	集団回収奨励金	廃棄物の減量化を促進し、資源の有効利用の認識を深める。	集団回収団体に対し、奨励金を交付する。	新聞・雑誌・ダンボール・古布類 1kg 7円			○	346団体	西東京市集団回収奨励金交付要綱	20,124,216	0	0	0	20,124,216	みどり環境部 ごみ減量推進課
251	柳泉園組合負担金	構成3市（西東京市・清瀬市・東久留米市）内より排出された、ごみ、し尿・資源物の中間処理を行う。	ごみ処理施設の設置及び運営に関すること。し尿処理施設の設置及び運営に関すること。最終処分場までの運搬に関すること。	組合の経費は、構成市の負担金による。			○	1団体	柳泉園組合規約	653,317,000	0	0	0	653,317,000	みどり環境部 ごみ減量推進課
252	東京たま広域資源循環組合負担金	構成25市1町より排出され、中間処理（焼却・破砕）されたごみの最終処分を行う。	一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための最終処分場の設置及び管理に関する事務。一般廃棄物の焼却残さ等の処理を広域的に行う事業に関する事務	組合の経費は、組織団体の負担金による。			○	1団体	東京たま広域資源循環組合規約	520,902,000	0	0	0	520,902,000	みどり環境部 ごみ減量推進課
253	注射針回収事業補助金	一般社団法人西東京市薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に要する経費の一部を補助することにより、使用済み注射針の適正な処理を図ることを目的とする。	在宅医療で患者自身が使用した注射針は、廃棄物としての処理過程で針刺し事故や感染の危険性があることから、薬剤師会で回収及び処理を行っており、処理に係る経費について補助金を交付する。	・回収容器購入に係る経費 ⇒1個当たり 100円 ・回収容器の処分委託に係る経費 ⇒1箱当たり 2,200円 ※補助金の額は、毎年度予算の範囲内			○	1団体	西東京市使用済み注射針回収事業補助金交付要綱	250,000	0	125,000	0	125,000	みどり環境部 ごみ減量推進課
254	首都道路協議会負担金	東京都及びその周辺の道路整備の促進と道路交通の改善ならびに首都を中心とする道路網の整備を推進する。	道路整備の促進並びに交通改善の推進のための事業等	一律30,900円			○	1団体	協議会定款	30,900	0	0	0	30,900	まちづくり部 都市計画課
255	東京都街路事業促進協議会負担金	都市計画街路及びこれらに関連する諸事業の速やかな整備充実を積極的に促進するため、調査研究その他事業を行う。	国庫補助、起債等の増加拡大等について、政府その他に要請を行う。	人口比率25,000円（20万人以上30万人未満※） + 一律16,000円 ※千人未満は切り捨て 人口：平成30年2月1日現在、西東京市に住民登録されている総人口			○	1団体	協議会規約	41,000	0	0	0	41,000	まちづくり部 都市計画課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
256	道路整備促進期成同盟会東京都協議会負担金	多摩・島しょ地域における道路整備を促進するため、道路財源の確保、道路予算の拡大等について積極的な活動を行う。	国会、政府、東京都等関係機関に対する請願、陳情に関する事業等	基本額11,000円 ＋人口×20銭 (千円未満四捨五入) 人口：平成31年4月1日現在、西東京市に住民登録されている日本人人口		○	1団体	協議会会則	51,000	0	0	0	51,000	まちづくり部 都市計画課
257	東京都道路整備事業推進大会負担金	東京の広域化する交通混雑の緩和や安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差等の整備及び公共交通を充実させる都市モノレール等の整備の推進を図る。	道路整備事業等を促進するため必要な意見発表、宣言及び決議をする。	一律30,000円		○	1団体	推進大会規約	30,000	0	0	0	30,000	まちづくり部 都市計画課
258	東京土地区画整理事業推進連盟分担金	東京都内の区市町村において、安全で快適なまちを実現するため、土地区画整理事業のより一層の推進を図る。	政府及び関係当局への要請活動のほか、土地区画整理事業に関する技術・ノウハウについての情報交換、事例研究等	一律5,000円		○	1団体	連盟要綱	5,000	0	0	0	5,000	まちづくり部 都市計画課
259	高齢者アパート返還に伴う転居費等助成金	「長寿荘」の賃貸借契約の期間満了に伴い、居住者の民間賃貸住宅への転移を実施し、家賃等の助成をすることで居住の安定を図ることを目的とする。	民間賃貸住宅の契約に伴う初期費用、家賃、移転費用等の助成を行う。	家賃の上限を53,700円とし、長寿荘の家賃との差額を助成 移転費用 上限176,000円 初期費用 上限279,200円 保証委託料・火災保険料・更新料は同一年度の上限104,700円		○	1人	西東京市高齢者アパート利用者の転移に伴う家賃等助成金交付要綱	548,800	0	0	0	548,800	まちづくり部 住宅課
260	家賃債務保証料等助成金	住宅を借りる際に保証人が見つからず契約や更新が出来ない住宅確保要配慮者に対して保証委託契約をあっせんし、住み慣れた地域に引き続き居住することを目的とする。	所得や居住期間等、一定の要件を満たす者に対して保証委託料の一部、初期費用の一部、少額短期保険料の一部助成を行う。	保証委託料の1/2で上限20,000円 新規契約時と初回更新時の2回分を限度とする。 契約時の初期費用で上限140,000円 少額短期保険料の1/2で上限1,500円/月 2年間を限度とする		○	14件	西東京市住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度実施要綱	283,450	0	0	0	283,450	まちづくり部 住宅課
261	木造住宅耐震診断補助金	地震の際の住宅の倒壊による被害の軽減による住民の安全性確保を図る。	住宅の耐震性の向上に資する事業を行う者に対して助成を行う。	補助率 1/2 上限額 60,000円		○	17件	西東京市木造住宅耐震診断助成金交付要綱	1,020,000	360,000	180,000	0	480,000	まちづくり部 住宅課
262	木造住宅耐震改修補助金	地震の際の住宅の倒壊による被害の軽減による住民の安全性確保を図る。	住宅の耐震性の向上に資する事業を行う者に対して助成を行う。	補助率 1/2 改修の上限額 900,000円 補助率 1/3 除却の上限額 300,000円		○	改修1件 除却1件	西東京市木造住宅耐震改修助成金交付要綱	1,200,000	600,000	225,000	0	375,000	まちづくり部 住宅課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
263	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進助成金	震災時の緊急物資や救援活動の受入れのための特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を図ることにより、沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を早期に防止する。	特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震性の向上に資する事業を行う者に対して助成を行う。	<p>【耐震設計】 補助率：5/6 上限額：次の①、②のうちいずれか低い額 ①実際に補強設計に要した費用 ②助成対象基準額（延べ面積×助成基準単価） <助成基準単価> ・1,000㎡以下の部分：5,000円/㎡ ・1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分：3,500円/㎡ ・2,000㎡を超える部分：2,000円/㎡</p> <p>【耐震改修】 補助率：5/6 上限額：次の①、②のうちいずれか低い額 ①実際に耐震改修に要した費用 ②助成対象基準額（延べ面積×助成基準単価） <助成基準単価> ・1棟につき50,300円/㎡（5億300万円以内） ・マンション：49,300円/㎡（4億9,300万円以内） ・住宅（マンションを除く）：33,500円/㎡（3億3,500万円以内） ※1世帯0.3未満の場合、別途加算あり</p> <p>【建替え・除却】 補助率：5/6 上限額：次の①、②のうちいずれか低い額 ①耐震改修に要する費用相当額 ②助成対象基準額（延べ面積×助成基準単価） <助成基準単価> ・1棟につき50,300円/㎡（5億300万円以内） ・マンション：49,300円/㎡（4億9,300万円以内） ・住宅（マンションを除く）：33,500円/㎡（3億3,500万円以内）</p>	○		2件	西東京市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付要綱	5,544,000	2,217,000	2,217,000	0	1,110,000	まちづくり部 住宅課
264	市営住宅移転に伴う転居費等助成金	市営住宅の老朽化に伴い、使用者の安全を確保することを目的とする	使用者に対する移転に伴う転居費等助成を行う	家賃の上限を74,800円とし、規定により計算した使用料を控除した額を助成する 移転費用は176,000円を上限とする 初期費用は299,200円を上限とする 更新料、保証委託料、火災保険料は実費額とする 少額短期保険料は月額3,000円を上限とする	○		2人	西東京市営住宅移転に伴う転居費等助成金交付要綱	2,156,876	0	0	0	2,156,876	まちづくり部 住宅課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
265	令和元年台風第15号・第19号住宅補修緊急支援事業助成金	令和元年台風第15号・第19号による被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図る	台風で被害を受けた市内の住宅の補修工事を行う者に対し助成を行う	屋根、壁、床等を被災した市内に存する住宅で、罹災証明書の判定結果が「一部損壊」又は「半壊に至らない」であるもの住宅の所有者であり、自己が居住する住宅であること	○		12件	西東京市令和元年台風第15号・第19号住宅補修緊急支援事業助成金交付要綱	2,862,000	0	1,430,000	0	1,432,000	まちづくり部 住宅課
266	運行補助金（コミュニティバス）	鉄道や民間路線バスが運行していない「公共交通空白地域」を運行することにより、移動に制約がある方などを含む、公共交通空白地域にお住まいの方々が、駅をはじめとする公共機関や公益施設などに向かう移動手段のひとつとして、その交通利便性の向上を図る。	西東京市と協定を締結した事業者が行う市内連絡バス運行経費の総額から運賃収入等を控除した額を補助する。	西武バス(株) 79,424,097円 関東バス(株) 54,164,819円	○		2団体	西東京市内連絡バス運行補助金交付要綱	133,588,916	0	39,963,000	0	93,625,916	まちづくり部 交通課
267	移動支援実証運行補助金	鉄道や民間路線バスが運行していない公共交通空白地域・不便地域の中でも、道路が狭く、はなバスで対応できない地域における移動支援を検討することで、交通利便性の地域格差をなくし、その向上を目的とする。	西東京市と協定を締結した事業者が行う移動支援の利用ニーズや課題を把握するための実証運行に対して、運行経費の総額から運賃収入等を控除した額を補助する。	三幸自動車(株) 2,950,800円 大和交通保谷(株) 743,400円	○		2団体	西東京市移動支援実証運行補助金交付要綱	3,694,200	0	1,980,000	0	1,714,200	まちづくり部 交通課
268	多摩地域都市モノレール等建設促進協議会分担金	多摩地域の都市モノレール等の建設を促進し南北交通結節機能の強化を図ることにより、公共交通機関の不足を補うとともに、自立的都市圏の確立と地域社会の開発及び住民福祉の向上を図る。	関係諸官公署に対する陳情及び請願に関すること。	一律30,000円	○		1団体	協議会規約	30,000	0	0	0	30,000	まちづくり部 交通課
269	三鷹・立川間立体化複々線促進協議会分担金	中央線の立体化複々線を促進するとともに、本事業にあわせた地域社会の開発、住民福祉の向上等の地域振興を図る。	地域振興に係わる啓発、広報活動及び関係諸官庁に対する陳情請願等	一律33,000円	○		1団体	協議会規約	33,000	0	0	0	33,000	まちづくり部 交通課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
270	東京都連続立体交差事業促進協議会分担金	東京都内で実施される連続立体交差事業促進のための政策提言並びに関連事業を含む事業制度の拡充及び予算の拡充・確保に努め、もって円滑な事業の促進を図り、都市交通の円滑化とともに、沿線のまちづくり、地域の活性化に寄与することを目的とする。	連続立体交差事業及び関連事業の促進に関し、政府その他機関に対する政策提言、事業制度拡充、予算の拡充、確保などの要望等	一律30,000円			○	1団体	協議会規約	30,000	0	0	0	30,000	まちづくり部 交通課
271	交通安全協会補助金	西東京市交通安全協会が実施する交通安全活動に対し、その経費の一部を補助することにより協会の負担を軽減し、安全で快適な市民生活の確保を目的とする。	西東京市交通安全協会の実施する交通安全活動経費の補助	補助対象となる経費 1 協会の主催、共催による交通安全対策事業 2 協会運営のための会議・事務に要する経費			○	1団体	西東京市交通安全協会補助金交付要綱	2,000,000	0	0	0	2,000,000	まちづくり部 交通課
272	全国自転車問題自治体連絡協議会負担金	自転車等の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決を図り、住民生活の向上に寄与するための協議会を運営する。	総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車対策を推進する。	一律20,000円			○	1団体	全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約	20,000	0	0	0	20,000	まちづくり部 交通課
273	施設維持管理負担金	田無駅北口における自動車需要に応ずる駐車場を運営する。	アスタ市営駐車場を運営するための市負担金	アスタビルの共益費・光熱水費・修繕積立金等			○	1団体	アスタ管理規約	30,544,904	0	0	0	30,544,904	まちづくり部 交通課 ※駐車場事業特別会計
274	専門研修負担金	建築基準行政事務において必要な知識を修得し、事務の円滑な執行を図る。	令和元年度建築確認実践研修等	参加費			○	5団体	(一財)建築行政情報センター等	291,462	0	0	0	291,462	まちづくり部 建築指導課
275	関東甲信越建築会議負担金	全国統一基準により建築基準行政事務を実施するため。	建築行政に関する最近の動向について等	参加費			○	1団体	関東甲信越建築行政連絡会議幹事行政庁主催	12,000	0	0	0	12,000	まちづくり部 建築指導課
276	全国建築審査会協議会負担金	全国の建築審査会相互の連絡をとり、建築行政の適正な事務を図る。	全国建築審査会会長会議及びブロック別会議を開催し、建築行政に関する重要事項の審議等	負担金、参加費			○	1団体	全国建築審査会協議会規約	68,000	0	0	0	68,000	まちづくり部 建築指導課
277	日本建築行政会議負担金	会員相互の情報交換と共同作業の場を確立し、建築行政を支援するためのよりの確かな基準の整備・運用を通じて、建築物の安全性の確保、質の向上及び個性豊かな市街地整備を実現し、もって公共の福祉の増進を図る。	建築行政に関する重要事項の審議、図書等の刊行、講習会等の開催、電子情報等による情報提供事業等	負担金			○	1団体	日本建築行政会議会則	100,000	0	0	0	100,000	まちづくり部 建築指導課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課		
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源			
278	街路灯電気料金補助金	街路灯を管理する自治会等に対し、維持管理に必要な経費の一部を補助し夜間における市民の安全を図る。	道路上等に設置されている街路灯で自治会等が管理しているものが対象	市内で街路灯を管理している自治会等 街路灯60w未満 2,500円以内 街路灯60w以上 3,500円以内			○	89団体	街路灯補助金交付要綱	3,472,500	0	0	0	3,472,500	都市基盤部 道路管理課	
279	東京都区市町村土木関係技術管理連絡協議会負担金	東京都及び市町村が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行の確保を図るため、相互の連絡調整及び必要な調査検討を行う。		協議会構成組織数 76団体 負担金 1団体7,000円			○	1団体	東京都区市町村土木関係技術管理連絡協議会要綱	7,000	0	0	0	7,000	都市基盤部 道路建設課	
280	電線共同溝連系管工事委託負担金	電線共同溝から既存道路に架る電線や沿道住宅への接続管を整備する。入溝企業者が工事を実施し、その費用を負担する。	市道118号線道路拡幅整備事業				○	1件	電線類地中化事業に伴う引込管路設備工事等の施行に関する協定	4,080,604	0	0	0	4,080,604	都市基盤部 道路建設課	
281	私道道路排水施設工事補助金	私道内の道路排水施設及び私設下水道施設を整備するために工事費の一部を補助する。	工事補助申請に基づき、工事費の10/10以内を補助	道路排水施設側溝及び雨水ます整備費補助 ①U字溝蓋補修 ②雨水桝設置 ③L形側溝、集水桝 ④U字溝改修			○	○	5件	私道補修及び私設下水道に関する条例	5,724,342	0	0	0	5,724,342	都市基盤部 道路建設課
282	電線共同溝連系管工事委託負担金	電線共同溝から既存道路に架る電線や沿道住宅への接続管を整備する。入溝企業者が工事を実施し、その費用を負担する。	都市計画道路3・4・21号線整備事業				○	2件	電線類地中化事業に伴う引込管路設備工事等の施行に関する協定	64,335,744	0	0	0	64,335,744	都市基盤部 道路建設課	
283	東京地区用地対策連絡協議会負担金	公共用地の取得に関し、会員相互で連絡調整をはかり、適正かつ円滑な事務の推進を図る。	会員（東京都、区市町村、公社等）の研修等並びに事務運営のための負担				○	1件	東京地区用地対策連絡協議会規約	12,000	0	0	0	12,000	都市基盤部 用地課	
284	東京河川改修促進連盟負担金	河川の氾濫、雨水による災害を防止し住民の福祉を増進するため、これら河川改修事業の早期達成を図る。	1 政府、国会及び関係当局へ請願及び陳情 2 河川改修事業を促進するため必要な事業を行う。	市部55,000円			○	1団体	東京河川改修促進連盟規約	55,000	0	0	0	55,000	都市基盤部 下水道課	
285	東京都総合治水対策協議会負担金	東京都内における総合的な治水対策を推進するための計画策定及び関連事業の推進等に努める。	1 パネル展 2 バンフレット配布 3 施設見学会の実施	市部50,000円			○	1団体	東京都総合治水対策協議会規約	50,000	0	0	0	50,000	都市基盤部 下水道課	
286	雨水浸透施設助成金	屋根に降った雨水を地下に浸透させ、地下水のかん養及び潤いのあるまちづくりを進める。	個人が所有する住宅（土地面積500平方メートル未満のもの）で、雨水浸透施設を設置する工事の一部を助成する。	浸透施設の大きさや個数、排水管の長さ等により助成額が違う。1件につき上限15万円			○	6件 浸透桝15個 浸透トレンチ4.0m	西東京市雨水浸透施設助成事業実施要綱	821,725	0	190,531	0	631,194	都市基盤部 下水道課	

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
287	日本下水道協会負担金	下水道に関する調査研究を行うと共に、その急速な普及と健全な発達を図り、公共用水域の水質の保全に資し、もって国民生活の向上に寄与する。	1 下水道事業の経営に関する調査研究 2 下水道の技術に関する調査研究 3 下水道用器材の規格についての研究 4 下水道に関する施設について、その他政府等に陳情、請願、建議等	人口規模及び有収水量を基準として算出			○	1団体	日本下水道協会定款	544,890	0	0	544,890	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
288	東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会負担金	広範な情報交換及び意見の交流をもとに積算施工等の検討を行い適正化を図る。	多摩地区下水道事業積算施工の適正化に係わる事業	一律20,000円			○	1団体	東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会規約	20,000	0	0	20,000	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
289	下水道事務職員養成講習会負担金等	下水道の職員として必要な専門的な知識・技能を修得し、事務の円滑な執行を図る。	1 下水道施工技術者講習 2 下水道排水設備講習 3 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技術講習 他	参加費			○	3団体	（社）日本下水道協会主催等	146,800	0	0	146,800	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
290	職員福利厚生費交付金	互助会の事業を助成する。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成	10人分の交付金			○	1団体	西東京市職員互助会に関する条例、西東京市職員互助会交付金交付要綱	160,000	0	0	160,000	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
291	流域下水道維持管理負担金	本市を含め近隣9市の下水（汚水）を安全・安定的に浄化処理し、快適な都市生活及び水環境の向上を図る。	東京都が管理運営している流域下水道管きよや清瀬水再生センター（最終処理場）への維持管理負担金	構成9市の汚水量による按分負担			○	1団体	下水道法第31条の二	839,956,995	0	0	839,956,995	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
292	石神井川右岸六号雨水幹線建設負担金	老朽化した雨水管に替わる雨水幹線の整備をする。	事業主体となる武蔵野市への建設費負担金	西東京市・武蔵野市の排水区域面積の割合による按分負担			○	1団体	武蔵野市との協定	30,498,726	0	0	30,498,726	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
293	荒川右岸東京流域下水道建設負担金	本市を含め近隣9市の下水（汚水）を安全・安定的に浄化処理し、快適な都市生活及び水環境の向上を図る。	東京都が管理運営している清瀬水再生センター（最終処理場）への下水道管きよや処理施設などの建設費負担金	構成9市の計画汚水量比及び計画排除面積比による按分負担			○	1団体	下水道法第31条の二	76,142,545	0	0	68,400,000	7,742,545	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
294	東京都市町村教育委員会連合会負担金	東京都市町村教育委員会相互の間の連絡協調を図り、もって教育の水準を向上せしめ、教育行政の公正にして円滑な運営に寄与することを目的とする。	東京都市町村教育委員会連合会における研修及び会議等、教育水準の向上並びに円滑な運営を行うための費用負担	均等割12,000円 人口割81,200円			○	1団体	東京都市町村教育委員会連合会会則	93,200	0	0	0	93,200	教育部 教育企画課
295	全国都市教育長協議会負担金	会員相互の連絡を緊密にして相協力して、民主的な教育行政の進展を図り、都市の教育向上に尽くすことを目的とする。	全国都市教育長協議会における教育向上に尽くすことを目的とした研修及び会議等、円滑な運営を行うための費用負担	人口割23,000円			○	1団体	全国都市教育長協議会の会費基準による。	23,000	0	0	0	23,000	教育部 教育企画課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
296	関東地区都市教育長協議会負担金	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づいて会員各自の任務を果たし、互いに協力して、わが国の教育向上に尽くすことを目的とする。	関東地区都市教育長協議会における教育向上に尽くすことを目的とした研修及び会議等円滑な運営を行うための費用負担	均等割5,000円			○	1団体	関東地区都市教育長協議会規約	5,000	0	0	0	5,000	教育部 教育企画課
297	東京都教育長会負担金	会員相互の連絡を緊密にして相協力して、民主的な教育行政の進展を図り、都市の教育向上に尽くすことを目的とする。	東京都教育長会における教育向上に尽くすことを目的とした研修及び会議等、円滑な運営を行うための費用負担	均等割27,000円 人口割22,000円			○	1団体	東京都教育長会規約	49,000	0	0	0	49,000	教育部 教育企画課
298	東京都公立学校施設整備期成会負担金	組織単位団体としての公立学校施設の完全整備の実現を期することを目的とする。	事業目的の達成に必要なとなる、施設整備の財源確保、施設整備に必要な恒久制度の実現、調査・研究及びその普及等	均等割（市）8,000円			○	1団体	東京都公立学校施設整備期成会規約	8,000	0	0	0	8,000	教育部 教育企画課
299	修学旅行費補助金	市立中学校が実施する修学旅行に対し、その費用の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、併せて教育の振興を図る。	修学旅行費用の一部を補助する。	1人5,000円			○	中学生 1,254人	西東京市立中学校修学旅行費補助金交付要綱	6,270,000	0	0	0	6,270,000	教育部 学務課
300	日本スポーツ振興センター掛金（小学校費）	学校安全の普及充実を図るとともに義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行う。	義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行う。	掛金 一般・準要保護 1人935円 要保護 1人55円 掛金控除 準要保護1人230円 要保護1人10円 ×小学生9,844人分			○	1団体	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	9,059,270	0	0	0	9,059,270	教育部 学務課
301	東京都養護教諭研究会負担金（小学校費）	養護教諭の資質向上、学校保健の研究ならびに普及発展をはかることを目的とする。	会員の資質向上に関する研究、学校保健に関する調査講習会等の開催	1校1,800円×18校分			○	1団体	東京都養護教諭研究会会則	32,400	0	0	0	32,400	教育部 学務課
302	東京都学校保健会負担金（小学校費）	東京都の学校保健を通して児童・生徒の健全育成を行い、次代の都民の健康やかで豊かな活動を達成することを目的とする。	会報の発行 学校保健に関する講演会等の開催 学校保健大会の開催	1校2,500円×18校分			○	1団体	東京都学校保健会会則	45,000	0	0	0	45,000	教育部 学務課
303	東京都小学校食育研究会負担金	心身ともに健全な児童を育成するため、食育の研究推進と充実を図ることを目的とする。	研究調査および研究発表会の開催等	1校900円×18校分			○	1団体	東京都小学校食育研究会規約	16,200	0	0	0	16,200	教育部 学務課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
304	給食保存食代等助成費 (小学校費)	学校給食の安全を期するため、費用を負担することにより給食事業の円滑な運営を図る。	給食を実施するにあたり、保存食等に必要なる費用を助成する。	検査用保存食品等：給食を実施した日1日につき810円 検査用原材料等：検査に使用した原材料等の実費相当額以内の額		○	小学校18校	西東京市立小中学校給食に係る検査用保存食代等助成費交付要綱	2,567,651	0	0	0	2,567,651	教育部 学務課
305	日本スポーツ振興センター掛金（中学校費）	学校安全の普及充実を図るとともに義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行いもって学校教育の円滑な実施に資する。	義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行う。	掛金 一般・準要保護 1人935円 要保護 1人55円 掛金控除 準要保護1人230円 要保護1人10円 ×中学生3,969人分		○	1団体	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	3,591,085	0	0	0	3,591,085	教育部 学務課
306	東京都養護教諭研究会負担金（中学校費）	養護教諭の資質向上を学校保健の研究ならびに普及発展をはかることを目的とする。	会員の資質向上に関する研究、学校保健に関する調査講習会等の開催	1校1,800円×9校分		○	1団体	東京都養護教諭研究会会則	16,200	0	0	0	16,200	教育部 学務課
307	東京都学校保健会負担金（中学校費）	東京都の学校保健を通して児童・生徒の健全育成を行い、次代の都民の健やかで豊かな活動を達成することを目的とする。	会報の発行 学校保健に関する講演会等の開催 学校保健大会の開催	1校2,500円×9校分		○	1団体	東京都学校保健会会則	22,500	0	0	0	22,500	教育部 学務課
308	給食保存食代助成費 (中学校費)	学校給食の安全を期するため、費用を負担することにより給食事業の円滑な運営を図る。	給食を実施するにあたり、保存食等に必要なる費用を助成する。	検査用保存食品等：給食を実施した日1日につき570円		○	中学校9校	西東京市立小中学校給食に係る検査用保存食代等助成費交付要綱	855,570	0	0	0	855,570	教育部 学務課
309	給食費送金手数料助成費	親子調理方式による学校給食の実施に当たり親子校間の給食費の送金手数料等を助成することにより、学校給食事業の円滑な運営を図る。	給食費を中学校（子校）が小学校（親校）に送金するための手数料及び小学校が中学校に返金するための手数料を助成する。	送金に要する手数料実額		○	中学校9校	西東京市立中学校給食費送金手数料助成費交付要綱	15,840	0	0	0	15,840	教育部 学務課
310	教育研究奨励費（指定校・奨励校）	学校及び教員グループが直面する教育課題について研究するにあたり、研究奨励費を交付し、その研究成果を教育上の参考に供し、本市教育の充実振興に資することを目的とする。	研究指定校等が、市の教育課題を研究主題とし、学校教育に関する実践的研究を継続して進め、報告会を実施し、研究成果を研究紀要等の配布、公開授業や公開発表等の方法によって市内学校、保護者、地域住民に発表し、本市教育の充実、振興に資する。	研究指定校（研究期間2年間） 1年目 20万円×3校 2年目 37万円×3校 連携校2校で 47万円×1組 研究奨励校 10万円×6校 研究奨励教員グループ 5万円×1グループ		○	15校	西東京市立学校教育研究奨励事業費交付要綱	2,817,478	0	0	0	2,817,478	教育部 教育指導課
311	都市指導主事会分担金	学校教育の指導行政及び学校諸活動の研究協議並びに指導主事の資質の向上を図る。	26市指導主事会・四地区会分担金の支払	5,000円×3人		○	1団体	東京都市指導主事会規約	15,000	0	0	0	15,000	教育部 教育指導課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
312	校長会負担金 (全国連合小学校長会)	組織団体の連合機関として、職能の向上と初等教育の充実刷新を図り、もって民主的で文化的な国家の建設に寄与することを目的とする。	組織団体の連絡・提携に関すること、学校の管理・運営に関すること、教育上必要な研究・調査に関すること、教育制度並びに教育行政に関すること、教職員の地位・待遇の向上に関すること、教育振興に関する世論の喚起など	1団体5,265円×18校			○	1団体	全国連合小学校長会会則	94,770	0	0	0	94,770	教育部 教育指導課
313	校長会負担金 (東京都公立小学校長会)	小学校教育の振興を期するために職能の向上・待遇の改善並びに会員相互の福祉増進を図ることを目的とする。	学校経営に関すること、小学校教育の施設・設備に関すること、教育の制度・行政並びに財政に関すること、会員研修に関すること、児童の心の教育・健全育成に関すること、教育振興の広報活動に関することなど	1団体16,200円×18校			○	1団体	東京都公立小学校長会会則	291,600	0	0	0	291,600	教育部 教育指導課
314	校長会負担金 (東京都中学校長会等)	会員相互の緊密な協力のもとに、職能の向上を図り、本都中学校教育の振興発展に寄与することを目的とする。	教育に関する研究調査、教育諸条件の整備改善、会員の研修、教職員の待遇改善、会員の互助、厚生、関係諸機関、諸団体との連絡協力など	1団体26,325円×9校			○	1団体	東京都中学校長会会則	236,925	0	0	0	236,925	教育部 教育指導課
315	校長会負担金 (北多摩北地区公立中学校長会)	北多摩地区の各市公立中学校長を会員とし、相互に緊密な連携を保ち、その職能の向上を図り、中学校教育の進展に資することを目的とする。	教育に関する研究、調査及び対策、会員の研修、教育諸問題についての情報交換並びにその対策、教育諸条件の整備改善の促進など	1団体4,050円×9校			○	1団体	北多摩北地区公立中学校長会会則	36,450	0	0	0	36,450	教育部 教育指導課
316	副校長会等負担金（小学校）	会員の資質を高めるための研修を推進し、教育の向上進展に寄与するとともに、会員の地位向上を図ることを目的とする。	学校管理運営、その他教育上の諸問題についての研究調査に関すること、研究大会の開催、研究物の刊行に関すること、教頭の地位向上と福利厚生に関すること、教育関係諸機関・諸団体との連携に関することなど	1団体3,726円×18校 (※中原小学校は副校長2名のため計19名分)			○	1団体	全国公立学校教頭会会則	70,794	0	0	0	70,794	教育部 教育指導課
317	副校長会等負担金（小学校）	会員の資質を高めるための研修を推進して教育の振興に寄与するとともに会員相互の福祉増進を図ることを目的とする。	学校の管理運営その他教育上の諸問題についての研究調査に関すること、研究会等の開催及び研究物の刊行、会報の発行等に関すること、副校長の地位待遇の向上と、会員の福利厚生、親睦、情報交換等に関することなど	1団体11,340円×18校 (※中原小学校は副校長2名のため計19名分)			○	1団体	東京都公立小学校副校長会会則	215,460	0	0	0	215,460	教育部 教育指導課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
318	副校長会等負担金（中学校）	会員の資質を高めるための研修を推進し、教育の向上進展に寄与するとともに、会員の地位向上を図ることを目的とする。	学校管理運営、その他教育上の諸問題についての研究調査に関すること、研究大会の開催、研究物の刊行に関すること、教頭の地位向上と福利厚生に関すること、教育関係諸機関・諸団体との連携に関することなど	1団体3,726円×9校			○	1団体	全国公立学校教頭会会則	33,534	0	0	0	33,534	教育部 教育指導課
319	副校長会等負担金（中学校）	会員の資質を高めるための研究を推進し、東京都公立中学校教育の振興と会員の親和・互助を図ることを目的とする。	学校の管理・運営について研究・調査に関すること、研究大会の開催、研究物の刊行に関すること、会員相互の福利厚生及び待遇改善に関すること、地域相互の情報交換及び他団体との連携・提携に関することなど	1団体12,150円×9校			○	1団体	東京都公立中学校副校長会会則	109,350	0	0	0	109,350	教育部 教育指導課
320	学校事務職員会負担金（東京都公立小学校事務職員会）	会員相互の緊密な連携を図り、学校及び教育行政にかかる事務の研修並びに研究につとめ、能率の増進、資質の向上に資することを目的とする。	事務職員の教養を高め、資質の向上を図るための事業、会員相互の緊密な連携を図るための事業、研究大会開催の事業、本会と目的を同じくする他団体との連携に関する事業など	1団体2,430円×18校			○	1団体	東京都公立小学校事務職員会規約	43,740	0	0	0	43,740	教育部 教育指導課
321	学校事務職員会負担金（全国公立小中学校事務職員研究会）	学校事務の研究を促進し、事務の効率化並びに会員の職務能力向上を図るとともに、全事研の事業に寄与することを目的とする。	学校事務に関する研究及び調査、全事研本部より依頼されたる事項の協議及び決定、全事研本部及び各支部との連絡提携など	1団体1,215円×18校			○	1団体	全国公立小中学校事務職員研究会東京小学校支部規約	21,870	0	0	0	21,870	教育部 教育指導課
322	学校事務職員会負担金（東京都公立中学校事務職員会）	会員相互の緊密な連携を図り、学校及び教育行政にかかる事務の研修並びに研究につとめ、能率の増進、資質の向上に資することを目的とする。	事務職員の教養を高め、資質の向上を図るための事業、会員相互の緊密な連携を図るための事業、研究大会開催の事業、本会と目的を同じくする他団体との連携に関する事業など	1団体3,645円×9校			○	1団体	東京都公立中学校事務職員会規約	32,805	0	0	0	32,805	教育部 教育指導課
323	教育研究連合会等負担金（東京都小学校教育研究会連合）	構成各団体の連絡を緊密にし、本都小学校教育の振興に寄与することを目的とする。	各単位団体間の連絡協議、研究助成交付の拡充強化並びに関係官庁との連絡折衝、各単位団体の研究活動の助成、研究会・講習会の開催、小学校教育に関する調査研究、会報研究物等の刊行など	1団体10,530円×18校			○	1団体	東京都小学校教育研究会連合規約	189,540	0	0	0	189,540	教育部 教育指導課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
324	教育研究連合会等負担金 （東京都教育会）	東京都民の教育団体として、健全なる都民の教育を推進して日本国民の理想の実現につとめることを目的とする。	教育に関する調査研究並びに奨励、研究会等の開催、会報の発行並びに教育に関する図書・参考資料等の刊行、生涯学習の視点に立った学校教育・家庭教育・社会教育の健全なる発展に関する事項など	1団体1,620円×27校			○	1団体	東京都教育会規約	43,740	0	0	0	43,740	教育部 教育指導課
325	教育研究連合会等負担金 （東京都中学校教育研究会）	東京都中学校教育の振興を図ることを目的とする。	教育課程並びに指導内容・指導方法の研究、教育に関する調査研究、会報・研究物の発行、関係諸官庁及び他の教育研究団体との連絡提携など	1,215円×9校×24研究会			○	1団体	東京都中学校教育研究会会則	262,440	0	0	0	262,440	教育部 教育指導課
326	教育研究連合会等負担金 （全日本国語教育研究会全国大会東京大会）	東京都中学校国語教育の振興を図ることを目的とする。	東京都で行われる全日本国語教育研究会全国大会東京大会の開催など	1団体1,000円×9校			○	1団体	東京都中学校国語教育研究会会則	9,000	0	0	0	9,000	教育部 教育指導課
327	教育研究連合会等負担金 （全日本音楽教育研究会全国大会東京大会）	東京都中学校音楽教育の振興を図ることを目的とする。	東京都で行われる全日本音楽教育研究会全国大会東京大会の開催など	1団体1,000円×9校			○	1団体	東京都中学校音楽教育研究会会則	9,000	0	0	0	9,000	教育部 教育指導課
328	教育研究連合会等負担金 （関東甲信地区中学校英語教育研究協議会東京大会）	東京都中学校英語教育の振興を図ることを目的とする。	東京都で行われる関東甲信地区中学校英語教育研究協議会東京大会の開催など	1団体1,000円×9校			○	1団体	東京都中学校英語教育研究会会則	9,000	0	0	0	9,000	教育部 教育指導課
329	教育研究連合会等負担金 （北多摩地区公立中学校教育研究協議会）	北多摩地区公立中学校各研究会の連絡調整に当たり、各種教育研究団体と緊密な連絡を図り、中学校教育の向上発展に寄与することを目的とする。	北多摩地区公立中学校の連携による研究発表、研修の実施、会報の発行など	1団体6,000円×9校			○	1団体	北多摩地区公立中学校教育研究協議会会則	54,000	0	0	0	54,000	教育部 教育指導課
330	特別支援教育研究会等負担金 （東京都特別支援学級設置校長協会）	特別支援学級、通級指導教室の教育の拡充発展を図るとともに、広く特別支援教育の振興に寄与することを目的とする。	特別支援学級、通級指導教室の管理、運営に関する連絡協議、特別支援学級教育、通級指導教室の教育並びに特別支援教育全般についての調査研究、特別支援学級教育、通級指導教室の推進拡充のための渉外事業など	1団体1,350円×7校			○	1団体	東京都特別支援学級設置校長協会規約	9,450	0	0	0	9,450	教育部 教育指導課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
331	特別支援教育研究会等負担金 （東京都立学校難聴・言語障害教育研究協議会）	難聴・言語障害通級指導学級設置校及び、関係諸機関の緊密な連携により、心身障害教育の振興を図ることを目的とする。	都難言設置校並びに難聴・言語障害通級指導学級の運営に関すること、難聴・言語障害教育振興のための調査・研究に関すること、関係諸機関及び諸団体との連絡提携に関すること、難聴・言語障害教育の啓発に関することなど	1団体1,080円×18校			○	1団体	東京都立学校難聴・言語障害教育研究協議会会則	19,440	0	0	0	19,440	教育部 教育指導課
332	特別支援教育研究会等負担金 （多摩地区特別支援教育研究会）	特別支援教育に関する研究並びに啓発、振興を図るとともに、他校と交流のできる諸行事を開催することを目的とする。	研究会・講演会、研修などの実施、各種交流活動の実施など	1団体4,500円×10校			○	1団体	多摩地区特別支援教育研究会規約	45,000	0	0	0	45,000	教育部 教育指導課
333	特別支援教育研究会等負担金 （全国特別支援学級設置学校長協会）	特別支援学級及び通級指導教室の充実発展を図り、広く特別支援教育の振興に寄与することを目的とする。	特別支援学級及び通級指導教室の管理運営に関する調査研究、特別支援学級及び通級指導教室の教育並びに特別支援教育一般に関する研修と振興活動など	1団体630円×7校			○	1団体	全国特別支援学級設置学校長協会規約	4,410	0	0	0	4,410	教育部 教育指導課
334	特別支援教育研究会等負担金 （東京都立学校情緒障害教育研究会）	情緒障害児の教育の研究と福祉の増進を図ることをもって目的とする。	教育研究に関すること、実態調査に関すること、研修に関すること、情報交換に関すること、広報活動に関すること、福祉の増進に関すること、他機関と連絡提携に関することなど	1団体810円×27校			○	1団体	東京都立学校情緒障害教育研究会会則	21,870	0	0	0	21,870	教育部 教育指導課
335	特別支援教育研究会等負担金 （東京都特別支援教育研究会）	特別支援教育に関する研究ならびに啓発、振興を図ることを目的とする。	特別支援教育に関する調査研究、研究会や講習会の開催、会報等の発行、各種機関や団体との連携など	1団体1,080円×27校			○	1団体	東京都特別支援教育研究会規約	29,160	0	0	0	29,160	教育部 教育指導課
336	体育連盟等負担金 （東京都小学校体育連盟）	小学校体育スポーツ活動の振興のためスポーツ大会の主催や体育・スポーツに関する調査研究及び、教員の実技と実技能力の向上を図ることを目的とする。	体育の研修会及び講習会、体育に関する調査研究、教職員の競技会の開催、関係体育団体との連携など	1団体900円×18校			○	1団体	東京都小学校体育連盟規約	16,200	0	0	0	16,200	教育部 教育指導課
337	体育連盟等負担金 （東京都中学校体育連盟本部費）	都内中学校における体育・スポーツ活動の振興と生徒の健全な発達を図ることを目的とする。	中学校体育・スポーツ活動の調査研究、各運動競技大会の開催と研究大会の開催等	1団体8,400円×9校			○	1団体	東京都中学校体育連盟規約	75,600	0	0	0	75,600	教育部 教育指導課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
338	体育連盟等負担金 （東京都中学校体育連盟 各部費）	都内中学校における体育・スポーツ活動の振興と生徒の健全な発達を図ることを目的とする。	中学校体育・スポーツ活動の調査研究、各運動競技大会の開催と研究大会の開催等	学校ごと1部 4,250円×94部			○	1団体	東京都中学校体育連盟規約	399,500	0	0	0	399,500	教育部 教育指導課
339	体育連盟等負担金 （東京都中学校吹奏楽連盟）	中学校吹奏楽を盛んにして音楽文化向上のために研究と事業を行い、併せて会員相互の親睦を図る。	吹奏楽に関する講習会、研究会及び演奏会の開催、各支部連盟との連絡提携情報などの交換、吹奏楽祭、コンクール及び諸行事への参加など	5,000円×6校			○	1団体	東京都中学校吹奏楽連盟規約	30,000	0	0	0	30,000	教育部 教育指導課
340	教職員研修会参加負担金	教職員の研修機会の確保	公的機関が主催・共催する研修会等に教職員が参加するための費用の負担				○	24団体	教育公務員特例法 教職員各教科領域研修会参加負担金支払基準	162,860	0	0	0	162,860	教育部 教育指導課
341	校長会等補助金 （小学校校長会）	西東京市立小学校の教育の振興を期するために、学校経営上の諸問題の解決並びに、会員の研修と相互の連帯を図ることを目的とする。	西東京市立小学校の教育の連絡・改善・進歩に関する事項、学校経営上の諸問題の解決に関する事項、会員相互の研修・厚生に関する事項、教育上の研究・調査に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	1団体11,520円×18校			○	1団体	西東京市立小学校校長会会則	207,360	0	0	0	207,360	教育部 教育指導課
342	校長会等補助金 （小学校副校長会）	西東京市立小学校の教育の振興を期し、会員の資質向上のための研修と相互の連携を図ることを目的とする。	西東京市立小学校の教育の連絡・改善・進歩に関する事項、会員相互の研修・厚生に関する事項、教育上の研究・調査に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	1団体8,800円×18校 （※中原小学校は副校長2名のため計19名分）			○	1団体	西東京市立小学校副校長会会則	50,799	0	0	0	50,799	教育部 教育指導課
343	校長会等補助金 （中学校校長会）	西東京市立中学校の教育の振興を期するため、学校経営上の諸課題と会員の研修を図ることを目的とする。	西東京市立中学校の教育の充実発展に関する事項、学校経営上の諸問題の解決に関する事項、教育に関する調査及び対策に関する事項、会員相互の研修に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	1団体11,520円×9校			○	1団体	西東京市立中学校校長会会則	103,485	0	0	0	103,485	教育部 教育指導課
344	校長会等補助金 （中学校副校長会）	西東京市立中学校の教育の振興を期するため、学校経営上の諸課題と会員の研修を図ることを目的とする。	西東京市立中学校の教育の充実・発展に期する事項、学校経営上の諸問題の解決に関する事項、教育に関する調査及び対策に関する事項、会員相互の研修に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	1団体8,800円×9校			○	1団体	西東京市立中学校副校長会会則	51,837	0	0	0	51,837	教育部 教育指導課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
345	教育研究会補助金 (小学校)	西東京市立小学校教育の充実・発展を目指すと共に、会員相互の啓発に努め、資質や能力の向上を図ることを目的とする。	教科等の教育の推進に関する授業研究・調査研究等、各研究部会、講演会、研究発表会、担当部別研究会、各学校並びに教育関係機関・各種教育団体との連絡・連携、研究紀要・会報の発行、その他の教育振興に関する事業	1人900円×会員申請者500人			○	1団体	西東京市公立小・中学校における教育研究活動に対する補助金の交付に関する事務取扱要綱	445,027	0	0	0	445,027	教育部 教育指導課
346	教育研究会補助金 (中学校)	会員相互の研究、研修活動を通して会員の資質を高めるとともに、中学校教育向上に寄与することを目的とする。	教科や教科外などの教育全般の研究、講習会や研究発表会の諸事業、その他本会の目的を達成するための諸事業	900円×会員申請者250人			○	1団体	西東京市公立小・中学校における教育研究活動に対する補助金の交付に関する事務取扱要綱	199,752	0	0	0	199,752	教育部 教育指導課
347	児童大会出場費及び生徒大会参加費補助金	西東京市立中学校の課外活動の振興を図り、生徒の健全な育成に資することを目的とする。	生徒が参加するスポーツ等の大会の参加費を主に補助し、中学校部活動の奨励と生徒の健全な育成を図っている。	補助対象となる大会の参加費（全額） 補助対象となる大会の参加者旅費			○	9校	西東京市立中学校生徒大会参加費補助金交付要綱	3,181,276	0	0	0	3,181,276	教育部 教育指導課
348	小中学校作品展補助金	児童・生徒の創作意欲の向上と鑑賞力等豊かな情操を育てることを目的とし、ひいては市民への学校教育に対する理解、関心を高めるため。	小学校児童作品展と中学校生徒作品展において、各教科の作品等を一堂に会して展示している。	小学校 455,000円 中学校 290,000円			○	2団体	西東京市立小中学校児童・生徒作品展補助金交付要綱	739,643	0	0	0	739,643	教育部 教育指導課
349	スポーツ大会補助金	西東京市立中学校のスポーツ大会を奨励し、スポーツ大会活動を通して各学校間相互の交流と技術の向上を図る機会を与え、心と体の健康づくりに役立て、健全育成事業に寄与するため。	市内の公共施設を主に使用し、市立中学校が合同で各種競技を実施している。	1団体850,000円			○	1団体	西東京市立中学校スポーツ大会補助金交付要綱	779,344	0	0	0	779,344	教育部 教育指導課
350	衛生推進者養成講習参加負担金	労働安全衛生法に基づき衛生推進者を西東京市立小中学校各校に設置するため、副校長に対する資格取得のための講習会受講費用を負担する。	労働安全衛生法に基づき西東京市立小・中学校に設置が義務付けられている衛生推進者を選任するため、その講習費用を負担するもの。	1名 3,420円			○	5人	労働安全衛生法	17,100	0	0	0	17,100	教育部 教育指導課
351	研修会等参加負担金	教育相談機能充実のため。	心理技術職の専門技術向上	研修会参加費			○	1件		30,000	0	0	0	30,000	教育部 教育支援課
352	東京都学校教育相談研究会参加負担金	学校教育相談の充実を図るため。	学校教育の視点からの相談についての知識・技術を習得し、相談員の資質向上を図る。	1校900円			○	1件	東京都学校教育相談研究会会則	16,200	0	0	0	16,200	教育部 教育支援課

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
353	各種研修会参加負担金	教育相談員の資質・技術向上のため。	相談員の専門的知識・技術の習得をし、資質の向上を図る。	研修会参加費	○		3件	50,000	0	0	0	50,000	教育部 教育支援課	
354	東京都多摩郷土誌フェア負担金	多摩各市が発行している郷土誌関係の出版物を集めて展示・有料頒布し普及を図る。	立川市内の公共施設において、2日間展示販売を行う。	1自治体15,000円		○	1件	15,000	0	0	0	15,000	教育部 社会教育課	
355	関東甲信越静社会教育研究大会参加負担金	社会教育委員の研修のため、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会が主催する研究大会の経費に充てる。	関東甲信越静社会教育委員研究大会への参加負担金	1人3,500円		○	1件	28,000	0	0	0	28,000	教育部 社会教育課	
356	全国史跡整備市町村協議会負担金	加盟市町村が協調して史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図り、もって文化財の保存と活用に資する。	史跡の整備活用に関するシンポジウム、研修会及び情報交換会の開催、陳情活動、広報活動等	1全国史跡整備市町村協議会全国1市40,000円 2全国史跡整備市町村協議会関東地区協議会1市10,000円		○	2件	50,000	0	0	0	50,000	教育部 社会教育課	
357	都市社会教育委員連絡協議会分担金	都市社会教育委員連絡協議会の運営のため経費を分担する。	都市社会教育連絡協議会の分担金	1市町25,000円		○	1件	25,000	0	0	0	25,000	教育部 社会教育課	
358	公民館研究大会参加負担金(公民館運営審議会費)	社会教育施設としての公民館の役割や必要性、あり方について研究協議し、公民館の位置付けを確かなものにするために開催する。	関東甲信越静公民館連絡協議会会則第4条の規定に基づく研究大会の経費に充てる。 東京都公民館連絡協議会規約第4条の規定に基づく研究大会の経費に充てる。	1人3,500円×5人＝17,500円（関東甲信越静公民館研究大会） 1人1,000円×6人＝6,000円（都公連公民館研究大会）		○	2団体	23,500	0	0	0	23,500	教育部 公民館	
359	東京都公民館連絡協議会分担金	公民館の連絡連携及び公民館体制・活動の発展を図り、もって文化の発展に寄与する。	東京都公民館連絡協議会の運営のための経費に充てる。	市均等割分20,000円		○	1団体	20,000	0	0	0	20,000	教育部 公民館	
360	公民館研究大会参加負担金(公民館運営管理費)	社会教育施設としての公民館の役割や必要性、あり方について研究協議し、公民館の位置付けを確かなものにするために開催する。	関東甲信越静公民館連絡協議会会則第4条の規定に基づく研究大会の経費に充てる。 東京都公民館連絡協議会規約第4条の規定に基づく研究大会の経費に充てる。	1人3,500円×6人＝21,000円（関東甲信越静公民館研究大会） 1人1,000円×29人＝29,000円（都公連公民館研究大会）		○	2団体	50,000	0	0	0	50,000	教育部 公民館	
361	施設維持管理費負担金	保谷駅前公民館の施設の管理に要する経費に充てる。	管理規約に基づき、ステアの維持管理に必要な経費に充てる。			○	1団体	17,912,490	0	0	0	17,912,490	教育部 公民館	

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課		
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源			
362	日本図書館協会負担金	日本図書館協会が発行する雑誌及び図書館に関する情報提供に対する負担金	日本図書館協会発行の「図書館雑誌」「日本の図書館」等の資料提供及び図書館に関する情報提供	年会費50,000円			○	1団体	(公社) 日本図書館協会定款	50,000	0	0	0	50,000	教育部 図書館	
363	東京都市町村立図書館長協議会負担金	東京都市町村立図書館職員の図書館大会及び職員研究会等に対する負担金	東京都市町村立図書館大会運営費及び講師謝礼等の助成	負担金9,000円			○	1団体	東京都市町村立図書館長協議会規約	9,000	0	0	0	9,000	教育部 図書館	
364	全国市議会議長会負担金	地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する方策の樹立 2 本会の意思を国会、政府その他の関係方面に反映させるための措置 3 地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、地方自治法に基づく内閣に対する意見の申出又は国会への意見書の提出 4 市議会の制度及び運営並びに都市行政に関する調査研究 5 地方自治についての情報資料の収集作成及び配布 6 中央地方相互間の連絡 7 その他必要な事項 令和元年度は高知市主催のフォーラムのテーマ「議会活性化のための船中八策」	均等割 261,000円 人口割 327,000円 フォーラム参加負担金 7,000円×2人			○	○	1団体 1人	全国市議会議長会会則及び同施行規則	602,000	0	0	0	602,000	議会事務局
365	関東市議会議長会負担金（議会活動費）	関東各市議会が協同して地方自治の確立と都市の興隆発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する調査研究 2 都市の興隆発展に関する調査研究 3 市議会の制度及び運営に関する調査研究 4 会員都市の議員の福利厚生・親善事業 5 前各号の実現を図るための必要な活動 6 その他必要な事項 ※本年度は理事	各市負担金 30,000円 総会事務費負担金 12,000円 総会出席者負担金 7,000円 理事会出席者負担金 7,000円			○	○	1団体 1人	関東市議会議長会会則	56,000	0	0	0	56,000	議会事務局
366	東京都北多摩議長連絡協議会負担金	地方自治の本旨に則り、相互の連携のもとに各都市の発展を図ることを目的とする。	1 東京都市議会議長会への意見具申、提言等の処置 2 会員都市間の相互連携、情報交換及び資料の作成配布 3 南多摩市議会議長会及び西多摩地区議長会との相互連携、情報交換 4 その他必要な事項	1市10,000円				○	1団体	東京都北多摩議長連絡協議会会則	10,000	0	0	0	10,000	議会事務局

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
367	東京都市議会議長会負担金	地方自治の本旨に則り、相互の連携のもとに各都市の発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する調査研究立案 2 都市行財政に関する調査研究 3 市議会の制度及び運営に関する調査研究 4 本会の意思を関係方面に反映させるための措置 5 会員都市間の相互連携、情報交換及び資料の作成配布 6 会員都市の議員及び事務局職員研修 7 その他必要な事項	1市120,000円			○	1団体	東京都市議会議長会会則	120,000	0	0	0	120,000	議会事務局
368	三多摩上下水及び道路建設促進協議会負担金	三多摩地区の上下水道及び道路建設促進を図ることを目的とする。	1 三多摩地区の上下水道及び道路建設に関する調査研究 2 前号の調査研究の結果を実現するための必要な諸般の活動 3 その他会の目的達成に必要な事項	1市20,000円			○	1団体	三多摩上下水及び道路建設促進協議会規約	20,000	0	0	0	20,000	議会事務局
369	全国都市問題会議出席者負担金（議会活動費）	市長や学識経験者の経験や研究成果の報告及び事例紹介等により、都市行政の将来像について議論を深めることを目的とする。	全国市長会、後藤・安田記念東京都市研究所、日本都市センター、霧島市の主催 テーマ「防災とコミュニティ」	1人10,000円			○	1人	主催：全国市長会、(公財)後藤・安田記念東京都市研究所、(公財)日本都市センター・霧島市 協賛：(公財)全国市長会館 根拠：開催要領	10,000	0	0	0	10,000	議会事務局
370	政務活動費	市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する。	西東京市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付している。	1人月額20,000円			○	○	平成31年4月から令和元年8月まで9会派、令和元年9月から令和2年3月まで10会派	6,274,284	0	0	0	6,274,284	議会事務局
371	関東市議会議長会負担金（事務局運営管理費）	関東各市議会が協同して地方自治の確立と都市の興隆発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する調査研究 2 都市の興隆発展に関する調査研究 3 市議会の制度及び運営に関する調査研究 4 会員都市の議員の福利厚生・親善事業 5 前各号の実現を図るための必要な活動 6 その他必要な事項 ※理事会に随行	総会出席者負担金 1人7,000円 理事会出席者負担金 1人7,000円			○	1人	関東市議会議長会会則	14,000	0	0	0	14,000	議会事務局

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
372	全国都市問題会議出席者負担金（事務局運営管理費）	市長や学識経験者の経験や研究成果の報告及び事例紹介等により、都市行政の将来像について議論を深めることを目的とする。	全国市長会、後藤・安田記念東京都市研究所、日本都市センター、霧島市の主催 テーマ「防災とコミュニティ」	1人10,000円	○		1人	主催：全国市長会、（公財）後藤・安田記念東京都市研究所、（公財）日本都市センター・霧島市 協賛：（公財）全国市長会館 根拠：開催要領	10,000	0	0	0	10,000	議会事務局
373	関東市議会事務局職員研修会負担金	議会事務局職員を対象とした研修会	令和元年度研修テーマ「地方議員に求められる役割と議会（議員）―その現状と課題―」、「思考の型としての経済学～思考支援ツールとして経済学を「使おう」」	1人1,000円	○		1人	関東市議会議長会会則	1,000	0	0	0	1,000	議会事務局
374	全国議事記録議事運営事務研修会負担金	議会事務局職員を対象とした研修会	会議録調製及び議事運営上の諸問題について	1人15,000円	○		1人	全国議事記録議事運営事務研修会実施要領	15,000	0	0	0	15,000	議会事務局
375	全国市議会議長会研究フォーラム参加負担金（事務局運営管理費）	地方自治体の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ることを目的とする。	令和元年度フォーラムのテーマ「議会活性化のための船中八策」	1人7,000円	○		1人	全国市議会議長会会則及び同施行規則	7,000	0	0	0	7,000	議会事務局
376	全国市区選挙管理委員会連合会分担金	運営に要する経費は、負担金（分担金）等をもって充てられ、市区選挙管理委員会の業務の円滑な運営、選挙の管理執行及び選挙啓発等の改善研究を図る。	会員市区相互間及び支部相互間の連絡調整・機関誌その他選挙に関する図書及び資料の刊行・研究会、講習会等の開催に関すること等	（平成30年1月1日住基人口×17銭）＋均等割1市区19,000円 ≒52,300円（百円未満四捨五入） 東京支部分担金 1市5,000円 理事会及び研修会負担金	○		1団体	全国市区選挙管理委員会連合会規約	57,300	0	0	0	57,300	選挙管理委員会事務局
377	東京都市選挙管理委員会連合会分担金	運営に要する経費は、各市の負担金及びその他の収入をもって充てられ、選挙の管理執行及び啓発宣伝に資すると共に会員相互の連携を密にし、もって会の充実発展を図る。	選挙に関する法規の調査研究・選挙及び啓発に関する情報の収集交換、相互間の連絡協力・会員及び事務局職員の研修に関すること等	（平成30年4月1日住基人口×10銭）＋均等割1市65,000円	○		1団体	東京都市選挙管理委員会連合会会則	84,700	0	0	0	84,700	選挙管理委員会事務局
378	東京都市明るい選挙推進協議会連合会負担金	運営に要する費用は、負担金及びその他の収入をもって充てられ、各市の明るい選挙の推進運動に協力し、会員相互の連絡調整をはかり選挙の明朗化の推進を図る。	明るい選挙推進に関する企画、研究、研修、調査、情報資料の収集及び配布に関すること等	1市5,000円	○		1団体	東京都市明るい選挙推進協議会連合会会則	5,000	0	0	0	5,000	選挙管理委員会事務局

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 (円)	財 源 内 訳 (円)				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
379	候補者個人演説会公営施設使用公費負担金	国又は地方公共団体が選挙運動費用を負担して候補者の選挙運動を行うにあたり便宜を供与することで、候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	選挙運動のための個人演説会を開催する際に、公営施設を使用する場合は、その使用料は無料とする。（国または地方公共団体が負担）	使用する公営施設の使用料 ただし ①候補者1人につき同一施設1回限り ②5時間以内	○		1人	公職選挙法第161条 公職選挙法第164条	4,400	0	0	0	4,400	選挙管理委員会事務局
380	マルチペイメント推進協議会負担金	代金等の支払について、顧客の利便性の向上、収納機関の事務効率化を図り、以って新たな仕組みとしてマルチペイメントネットワークの使用に関する意見集約、普及及び利用促進策の展開を図ること等を目的とする。	1 日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という。）等からの諮問による、本ネットワークの使用及びサービス内容に関する意見具申 2 運営機構からの委嘱による、本ネットワークのシステム仕様の開示 3 本ネットワークの普及及び利用促進策の展開 4 その他本会の目的を達成する為に必要な活動	特別会員となりマルチペイメントネットワークに参加するため、推進協議会で規定された会費を負担する。	○		1団体	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会定款及び会員規定	100,000	0	0	0	100,000	会計課
381	全国都市監査委員会負担金	全国都市監査委員相互の連絡を密にし、監査委員制度の円滑なる運営とその健全なる発達を図ることをもって目的とする。	1 都市監査委員相互の意思の通及び連絡 2 監査委員制度に関し、関係官庁その他への陳情、請願及び意見の上申 3 監査に関する研修会、講演会の開催 4 監査に関する調査研究資料等の発表交換 5 その他必要なこと	年会費56,000円	○		1団体	全国都市監査委員会会則	56,000	0	0	0	56,000	監査委員事務局
382	関東都市監査委員会負担金	関東都市監査委員相互の連絡と、監査委員制度の進歩発展を図ることをもって目的とする。	1 監査に関する調査、研究の発表及び資料の交換 2 監査に関する研修会及び講演会の開催 3 監査委員の表彰 4 その他この会の目的達成に必要な事業	年会費17,000円	○		1団体	関東都市監査委員会規約	17,000	0	0	0	17,000	監査委員事務局
383	東京都監査委員会負担金	東京都監査委員相互の連けいを密にして、監査委員制度の円滑な運営を図ることを目的とする。	1 監査に関する調査、研究会及び発表並びに資料の交換 2 監査に関する研究会及び講演会の開催 3 監査委員の表彰 4 その他この会の目的達成に必要な事業	年会費29,000円	○		1団体	東京都監査委員会規約	29,000	0	0	0	29,000	監査委員事務局
384	各種研修負担金	監査事務において必要な知識を修得し、事務の円滑な執行を図る。	監査実務研修等	研修参加受講費	○		4件	研修会受講料	108,320	0	0	0	108,320	監査委員事務局
385	北多摩地区農業委員会連合会負担金	農地法等の事務を行う行政委員会として、共通の問題を調査・研究することを目的とする。		市町村の農家個数及び農地面積の割合で決定する。	○		1団体	北多摩地区農業委員会連合会規約	45,000	0	0	0	45,000	農業委員会事務局

令和元年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和元年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
386	東京都農業会議会費	農業及び農家に関し、広汎な業務を行う法人である農業会議の運営に関し、「賛助員制度」により運営することを目的とする。		東京都農業会議会則に従い区市町村賛助員協議会において、決定する。		○	1団体	農業委員会等に関する法律	387,900	0	0	0	387,900	農業委員会事務局